

成育医療等の提供に関する主な施策

こども家庭庁成育局母子保健課

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上

(求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する

適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1/2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等



その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等

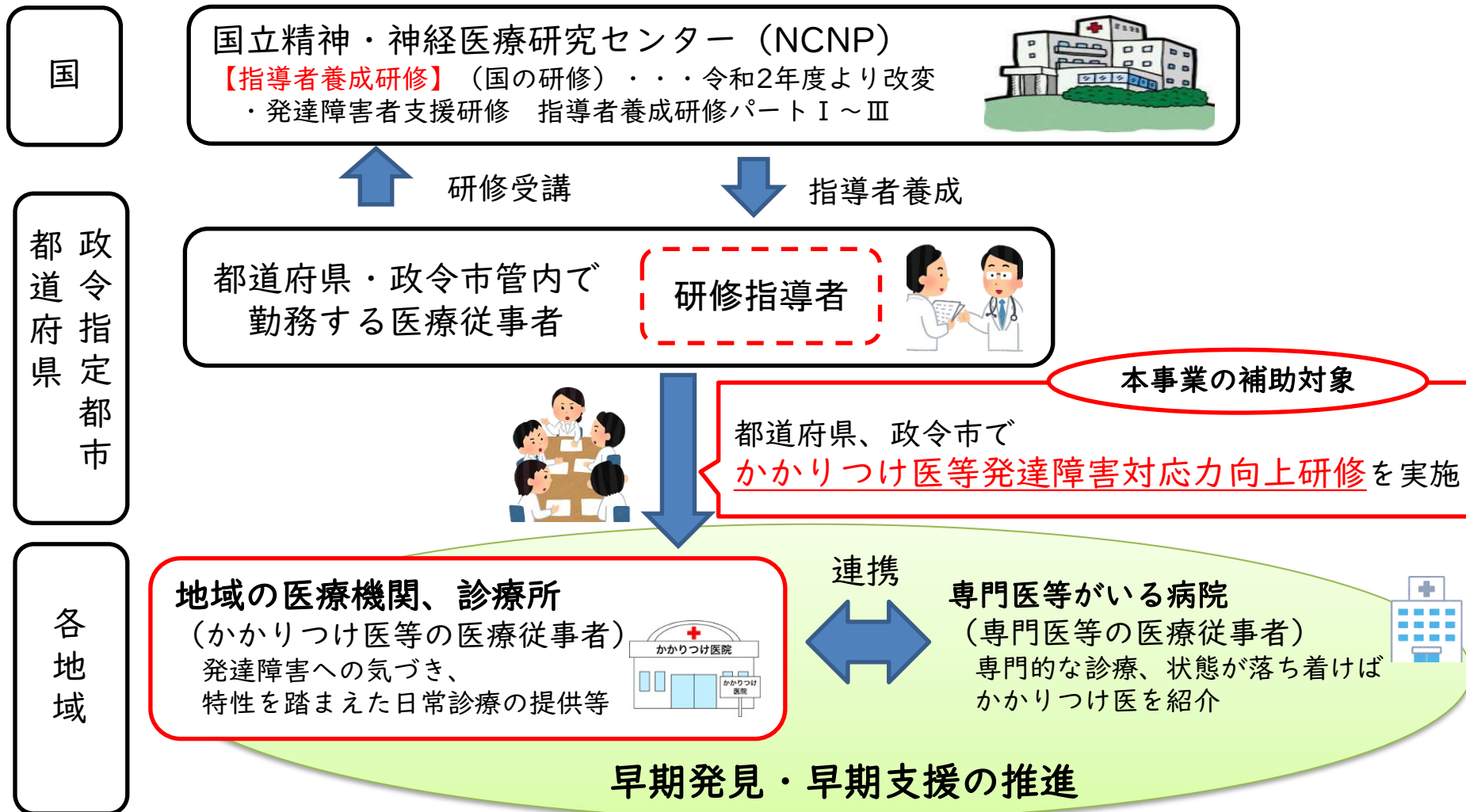


かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

【事業概要】

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市 【補助率】 1/2



発達障害等に関する知識を有する専門員（※1）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援（※2）を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

（専門性の確保）

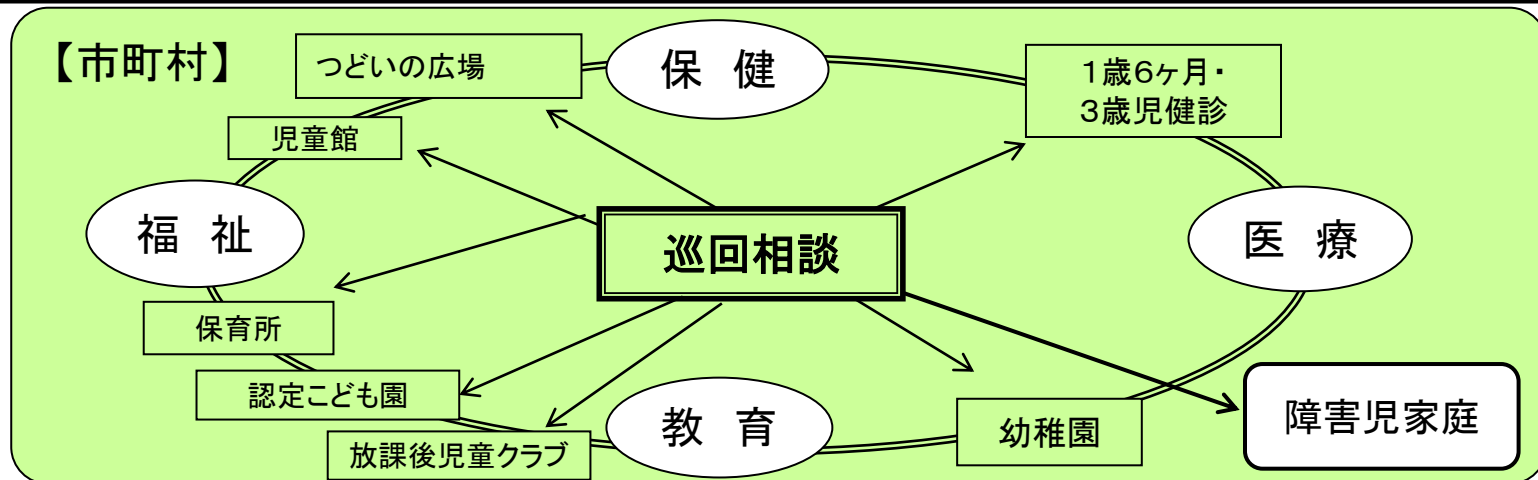
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

（戸別訪問等を実施する場合）

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング（ペアレントプログラム）の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



（＊）令和5年度より、こども家庭庁に移管され「地域障害児支援体制強化事業」の1つとして実施

聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和5年度当初予算額 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称)> 208億円の内の数 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

1 事業の目的

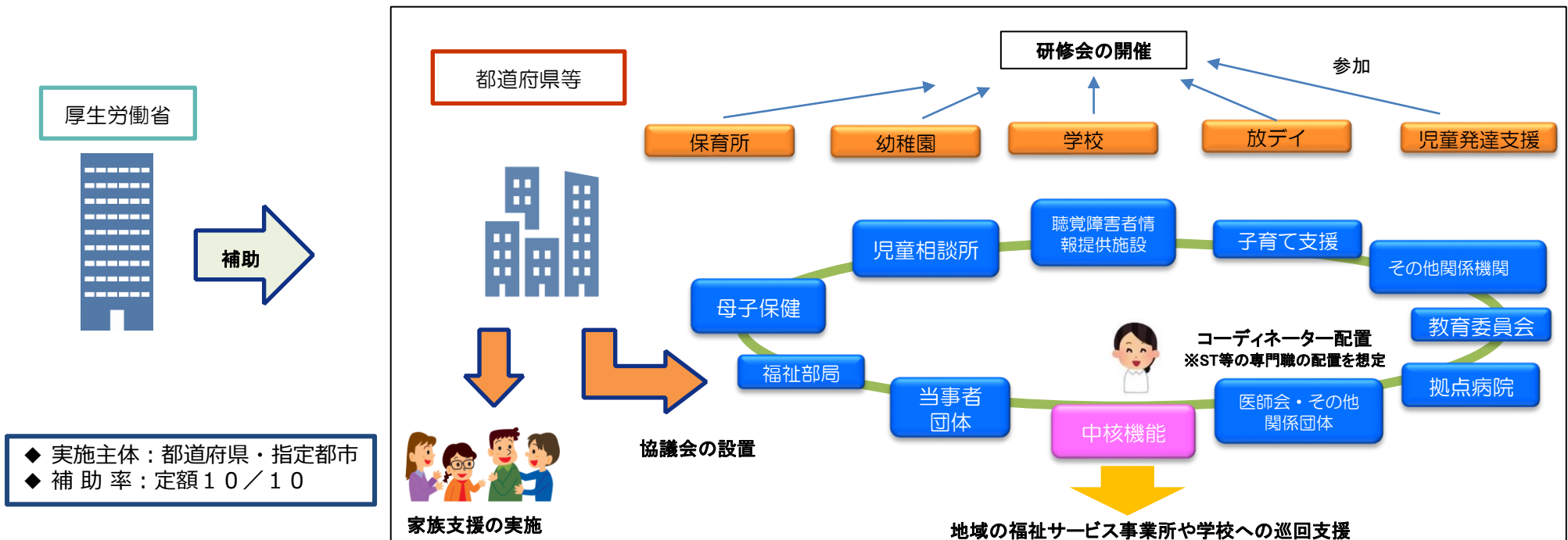
聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

3 事業のスキーム・実施主体等



新生児聴覚検査体制整備事業

No.53

令和6年度予算案：3.5億円（3.5億円）
【平成29年度創設】

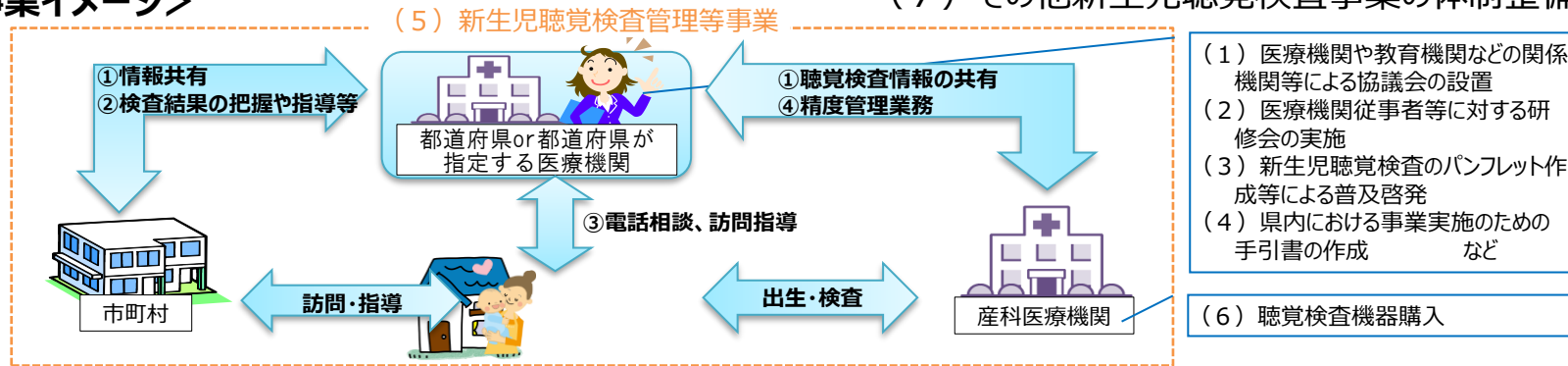
目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
 - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ② 市町村への指導等
 - ③ 相談対応等
 - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案：
 - 年額 2,373,400円
 - (5) を実施する場合 年額 10,000,000円
 - (6) を実施する場合 年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：43自治体（42自治体）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

新生児聴覚検査体制整備事業

令和5年度当初予算：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 3.5億円（3.5億円）
【平成29年度創設】

目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
 - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
 - ② 市町村への指導等
 - ③ 相談対応等
 - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価 :
 - 年額 2,373,400円
 - (5) を実施する場合 年額 10,000,000円
 - (6) を実施する場合 年額 3,600,000円

事業実績

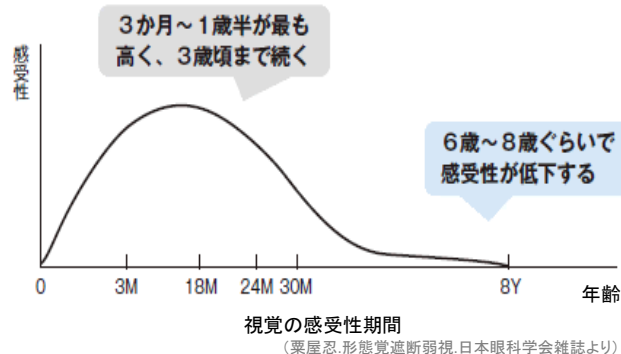
- ◆ 実施自治体数 : 43自治体（42自治体）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

3歳児健康診査における視覚検査

目的

視機能は生後、外界を見ることによって乳幼児期に急速に発達し、視覚の感受性は1歳半頃をピークに6～8歳頃から低下するとされている。片眼性の弱視（※）等は、問診や視力検査で検出されにくいことがあり、屈折検査を併用することで早期発見し、治療等につなげることで視力の向上が期待できるとされている。

（※）弱視の頻度は2%程度と報告されている。



3歳児視覚検査の流れ

(1) 一次検査（家庭）：問診票・視力検査

問診票と家庭でのランドルト環を用いた視力検査が行われている。問診表では、視力不良、斜視等を検出するための項目について確認する。視力検査は2.5mの検査距離で視力0.5に相当するランドルト環を使用し、片眼ずつ検査を行う。

(2) 二次検査（健診会場）

問診票と家庭での視力検査の結果を確認する。家庭での視力検査で左右眼いずれかでも視力0.5が確認できなかった児、家庭での検査が実施できなかった児に対しては、健診会場で視力の再検査を行う。

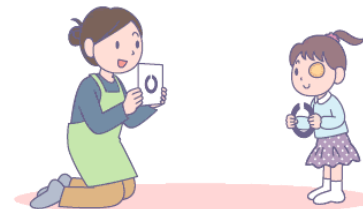
(※) 屈折検査（導入した市町村で実施）

日常生活において気づかれにくく、問診や視力検査で検出されにくい片眼性の弱視等が検出できるとされている。視力そのものは評価できないので、視力検査の補完として用いる。

※令和4年度予算案において、屈折検査機器等の購入に活用できる補助事業（母子保健対策強化事業（5.3億円））を創設。

(3) 総合判断と保健指導・事後措置

検査結果や精密検査の実施状況の把握、適切な支援等を実施する。



ランドルト環を用いた視力検査



屈折検査機器の一例

（出典）日本眼科医会マニュアル及び母子保健課令和4年2月28日事務連絡

3歳児健康診査における視覚検査

経緯等

<平成29年度>

- 3歳児健康診査における視力検査及び保健指導を適切に実施するため、市町村に以下を依頼
 - ① 3歳児健康診査において異常が見逃されると治療が遅れ、十分な視力が得られないことがあることの周知
 - ② 家庭で視力検査を適切に実施できなかった受診児に対し、必ず健診会場で視力検査を実施
 - ③ 0.5の指標が正しく見えなかった児や実施できなかった児の保護者に対し、眼科医療機関の受診を勧奨
 - ④ ③の受診結果の確認

※ 3歳児健康診査における視力検査の実施について（平成29年4月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡）

<令和4年度>

- 市町村が屈折検査機器等の購入に活用できる補助事業（母子保健対策強化事業）を創設

- 3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について、関係団体に周知・協力依頼
 - 乳幼児の弱視等は早期発見により治療可能であり、屈折検査は片眼性の弱視等の検出に有用であることから、上記補助事業を創設したこと
 - 一連の視覚検査体制について、地域の医療関係団体との連携が重要であり、地域の実情に応じた視覚検査の体制整備にご協力いただきたいこと

※ 3歳児健診の視覚検査に関する体制整備への協力について(依頼)
(令和4年2月28日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)



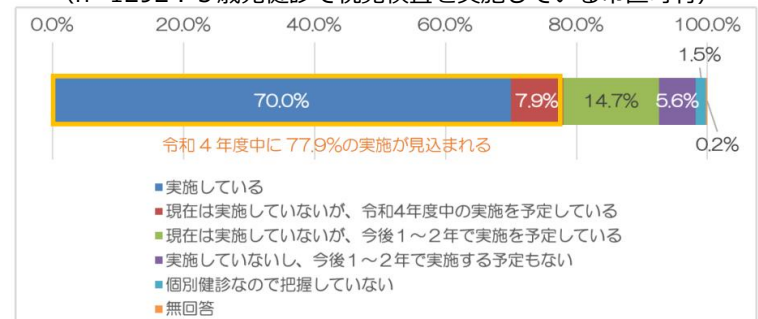
- こども子育て支援推進調査研究事業「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」

- 市区町村及び都道府県担当者向けの「3歳児健康診査における視覚検査の円滑な実施や精度管理のための手引書」や要精密検査のこどもの保護者向け情報提供リーフレット等を作成

<令和5年度>

- 母子健康手帳の必須記載事項（省令様式）の改正
 - 3歳児健康診査の記録欄について、屈折検査結果をより詳細に記載できるよう見直し

令和4年10月時点の3歳児健康診査における屈折検査の実施状況
(n=1292：3歳児健診で視覚検査を実施している市区町村)



※ 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」（株式会社キャンサースキャン）による調査

栄養管理加算の拡充

No.57

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用して、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ <u>年間を通じて活用している場合</u>に対象とする（<u>年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合</u>に対象とする。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ <u>（削除）</u> 												
加算額	<p>年額12万円 ※3月分の公定価格に加算</p>	<p>以下のいずれかの単価を加算 ※下表の1/12の金額を各月の公定価格に加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>保育所等、認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士を雇用等している場合 基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合</td> <td>年額約80万円</td> <td>年額約90万円</td> </tr> <tr> <td>基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合</td> <td>年額約60万円</td> <td>年額約60万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>年額12万円</td> <td>年額12万円</td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園	保育所等、認定こども園	栄養士を雇用等している場合 基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合	年額約80万円	年額約90万円	基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合	年額約60万円	年額約60万円	上記以外の場合	年額12万円	年額12万円
	幼稚園	保育所等、認定こども園												
栄養士を雇用等している場合 基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合	年額約80万円	年額約90万円												
基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合	年額約60万円	年額約60万円												
上記以外の場合	年額12万円	年額12万円												

1. 現状・課題

令和3年度予算：6百万円

No.60

- 一般に小児は味覚に敏感であり、保護者による服薬が困難なことが多いため、小児が服薬しやすくするための工夫が求められる。
- 近年、医療的ケアを必要とする小児患者が増加しており、経口や経管での服薬のために、ハイリスク薬の粉砕や脱カプセルを伴う調剤を行う必要がある場合など、剤形に工夫が必要であり、特殊な調剤技術を要することも多く、服薬にあたり小児の家族に対する丁寧な服薬指導等も必要となる。
- また、医療的ケアを必要とする小児患者では、多剤を服用する患者も多く、在宅における服薬管理が困難であるため、薬局の薬剤師が、医療機関、医療的ケア児等コーディネーターなど、他の医療従事者と連携しながら、在宅医療に取り組むなど小児の患者を支える体制の構築が課題となっている。
- 令和元年12月に成育基本法※が施行され、成育医療等の提供に関する施策を関係団体と連携して、取組を検討していくことが求められている。

※ 令和年12月に成育基本法（平成30年法律104号）が施行され、薬剤師等の医療関係者は、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならないこととされ、同法に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和3年2月閣議決定）において、「小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進する。」とされている。

2. 実施事業

- ① **目的**
地域において、小児の薬物療法に係る専門性の高い薬剤師の育成及び小児の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を通して、医療的ケアを必要とする小児患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。
- ② **事業の概要**
 - 医療的ケアを必要とする小児の患者を支えるため、以下に向けた取組を支援
 - 小児薬物療法に係る専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）
 - 地域の医療機関等－薬局間における連携体制構築

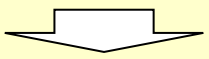
事業実施団体：薬剤師会（福井県、千葉県、愛媛県、広島県、愛知県、埼玉県、熊本県、東京都、沖縄県、長崎県）

 - 実施成果等の情報発信（自治体と連携したホームページ掲載、地域の研修会での発表、学会発表等）

「早寝早起き朝ごはん」国民運動

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進（平成18年度～）


睡眠や食事など、子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因として指摘されており、**子供が健やかに成長していくためには、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動など、規則正しい生活習慣を確立することが必要。**



子供の食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題としてとらえ、**企業や地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進し、社会的な機運を醸成**するため、国民運動を全国的に展開。

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

設立：平成18年4月24日
 会員数：314企業・団体・個人（令和5年7月現在）



【シンボルマーク】



※「早寝早起き朝ごはん」全国協議会について

- 構成（会員）：PTAや青少年・スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など、幅広い関係団体等
- 事務局：国立オリンピック記念青少年総合センター内（東京都渋谷区）
- 役員（令和5年12月現在）

会長 遠山 敦子（公益財団法人トヨタ財団顧問、元文部科学大臣）	" 田中 壮一郎（公益財団法人日本進路指導協会理事長）
副会長 陰山 英男（陰山ラボ代表、教育クリエイター）	" 服部 幸應（学校法人服部学園 服部栄養専門学校理事長・校長）
" 川島 隆太（東北大学加齢医学研究所所長）	" 茂木 友三郎（キッコーマン株式会社取締役名誉会長・取締役会議長）
" 後藤 豊郎（公益社団法人日本PTA全国協議会会長）	顧問 丸山 登（公益財団法人上廣倫理財団事務局長）

（※50音順、敬称略）

「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する主な事業

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

教材等の作成・配布

○幼児期から規則正しい生活習慣について楽しみながら理解し、実践してもらうことを目的に絵本を作成・配布。



幼児期向けの絵本

「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラム

○基調講演や事例発表、トークセッション等を通して、「早寝早起き朝ごはん」についての関心や理解を深めることを目的に実施。



事例発表の様子

「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊

○全国の学校や地域の行事に参加し、基本的な生活習慣づくりの大切さを伝える劇やクイズを実施し、普及・啓発。



キャラバンの様子

文部科学省

優れた活動に対する文部科学大臣表彰

○全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」に関する取組の中で、優れた活動を文部科学大臣表彰。
(平成24年度より隔年で実施。令和4年度は51の優れた活動を表彰。)



表彰式の様子（令和4年度）

普及啓発資料の作成

○基本的な生活習慣の重要性を伝えるため、子供や保護者向けの資料を作成し、文科省HPで公表。



<小学生・保護者向け><中・高校生等向け>

独立行政法人国立青少年教育振興機構

「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業

○地域一丸となった生活習慣の重要性を伝える取組を推進するための機運を醸成し、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設。
(令和5年度は3か所で実施)



小学生による発表の様子

「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

○中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、推進校（中学校）を選定し、効果的な手法等を開発し、調査研究を実施。
(令和5年度は12校で実施)



生活習慣づくり授業の様子

生活習慣病予防のための健康情報サイト

平成20年度から実施された医療制度改革の一環として定められた特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信提供を行っている。

- 生活習慣病予防、健康寿命、健康政策、身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康、歯・口腔の健康、飲酒、喫煙、感覚器などの10分野について、メタボリック対策等に必要な最新情報をウェブサイト (<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>) にて提供。
- 情報提供は、最新の科学的知見に基づかなくてはならないため、情報評価委員会で正式決定した情報を掲載している。

情報評価委員会
(専門委員)

厚生労働省

e-ヘルスネット
(WEBでの機能)

情報提供
(最新情報の提供)

保険者・事業者

国民




厚生労働省「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」 ～子ども向け減塩普及啓発資料の作成・減塩ワークショップの開催～

No.67

- 本イニシアチブでは、こども家庭庁と消費者庁の協力の下、子ども向け減塩普及啓発資料を作成。
- 令和5年11月に福岡・大阪・東京で、子ども向けの減塩ワークショップを開催。

【普及啓発資料（抜粋）】 厚生労働省ウェブサイトに掲載

表紙

知っていますか？ 食塩のとりすぎ問題

～身近な栄養のおはなし～

食塩のとりすぎ問題ってなんだろう？

食塩はどのくらいとっていいの？

食塩の量は、どうやったら減らせる？

日々の生活に身近な食塩。
あなたはどのくらい知っているかな？
食塩にぐわしくなって、減塩にチャレンジしてみよう！

名前

厚生労働省
Healthy with Us, Labor and Welfare

2023年11月発行

裏表紙

ここまで読んでくれたあなたは減塩マスター！
食塩についての発見や、やってみたい減塩方法を
メッセージカードに書いて、友達や家族にも教えてあげよう！

減塩アイデアメッセージ

もっと知りたい！
と思った君へ

食塩や減塩についての情報は
こちらの資料で詳しく調べることができます。

- 厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2020年版）」<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000586553.pdf>
- 厚生労働省「食塩（ナトリウム）」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eyou-shokujiki.html>
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 健康日本21（第二次）分析情報戦略ウェブサイト「食塩について」
https://www.nbioh.go.jp/eiken/kenkouippon21/download_files/other/topics_01.pdf
- 特定非営利活動法人 日本薬師学会「よしおくんの薬曲ってなあに？」
https://www.jpnh.jp/sinsei_genen-character.html
- 公益社団法人 日本栄養士会「薬曲正と、上手に付き合ってください。」
<https://www.dietitian.or.jp/data/guide/>

この冊子を作るために協力してくれた皆さん

- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 ●小林 知未先生（武庫川女子大学）
- 特定非営利活動法人 日本薬師学会 ●佐藤 美和子さん
- 減塩・栄養委員会 ●（一般社団法人）シンク・ジ・アース
- 公益社団法人 日本栄養士会 ●尾崎 ゆかり先生（女子栄養大学）

情報はインターネットや
本で調べるのが
おすすめです。

発行：厚生労働省 健康・生活衛生部 健康課 栄養指図書課（2023年11月発行） 協力

こども家庭庁 消費者庁

【ワークショップ開催案内】

食塩をとりすぎるってどんなえいきょうがあるの？
食塩とSDGsの意外な関係…？
知っているようで知らない「食塩のとりすぎ」に注目！

子ども向け 楽しく学ぼう！減塩ワークショップ

開催日時
2023
11/25 ±

第1回：10:30～11:30
第2回：13:30～14:30

対象 小学5年生・6年生
※対象学年でなくても、ご参加希望の場合、ぜひお申し込みください。

参加費 無料

募集人数 各回30名（先着順）

先生 むこがわじよしだいがく こぼやし ともみ
武庫川女子大学 小林 知未先生

会場 日本科学未来館 7階
コンファレンスルーム火星・金星
＜アクセス＞
新交通ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル」駅徒歩約5分

申込 参加申し込みは申込フォームから受け付けています。

プログラム内容
1. 食塩について正しい知識を学ぼう
2. 減塩のためにできることを考え、発表してみよう！
3. 食塩に関するゲームをしよう！
※プログラム内の飲食はありません。

当日は子ども だけ参加OK ゲーム感覚で 楽し学べる 持ち物不要

本イニシアチブは、厚生労働省主体に、産学官等が連携して進めている組織体です。「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開します。日本はもとより、世界の人の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指します。
詳しくはホームページで検索！ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

■イベントに関するお問い合わせ
イニシアチブ運営事務局
株式会社NTTデータ経営研究所
ライフパブリックイノベーションユニット 健康・福祉
E-mail: food_environment@nttdata-strategy.com

厚生労働省 こどもまんなか

2023年11月25日開催予定（開催日・開催時間・開催場所は変更される可能性があります）



・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①**児童生徒の発達**の段階を踏まえること ②**学校全体で共通理解**を図ること ③**保護者の理解**を得ること などに配慮するとともに、④**事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別**しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。

学習指導要領及び解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

- 体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、**初経、精通**などが起こったりすること。**異性への関心**が芽生えること。

中学校

- 思春期には、内分泌の働きによって**生殖に関わる機能が成熟**すること。**成熟に伴う変化に対応した適切な行動**が必要となること（**射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処**など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）。
- 妊娠や出産が可能となる観点から、**受精・妊娠**を取り扱うものとし、**妊娠の経過は取り扱わない**ものとする。
- 後天性免疫不全症候群（**エイズ**）及び**性感染症**についても取り扱う。

高等学校

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（自分の行動への責任感、**異性を理解・尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処**が必要であることを理解できるようにする）（**受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響**などについて理解できるようにする）。
- 感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（**エイズ及び性感染症**についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）。

個別指導の例

- 個々の児童生徒の状況等に応じて、
- **児童生徒からの相談に基づき指導**したり、
 - **生徒指導上の問題を抱えている児童生徒に対して指導**したり
- するなどの個別指導が行われている。

文部科学省の取組

- 教育委員会担当者や教員等を対象に**連絡協議会や研修等を実施**
- 妊娠・出産や性感染症等の内容を**含む健康教育に関する教材を作成・周知**
- 関係省庁と連携し、**産婦人科医や助産師等の外部講師を活用**することについて教育委員会へ周知

（参考）

- 性に関する指導とともに、子供たちを**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」**を推進

普及啓発

国や地方自治体において、HIV検査普及週間（6月1日～7日）、世界エイズデー（12月1日）に合わせた各種イベントの実施やインターネットを利用した情報提供などを実施。

▼普及啓発イベント開催



▶ HIV検査普及週間イベント
レッドリボントークライブ2023
(令和5年6月2日)

▶ 世界エイズデーイベント
RED RIBBON LIVE 2023
(令和5年12月1日)

▼「世界エイズデー」キャンペーンテーマ公募

令和5年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマ
「あなたが変わればエイズのイメージが変わる。
UPDATE HIV!」

▼街頭キャンペーンの実施



渋谷駅前での街頭キャンペーン
(令和5年12月2日)

▼「世界エイズデー」ポスターコンクール開催



優秀作品をデザインに起用したポスターを作成。自治体等に配布している。

リーフレット：ナッジを活用し、一般の方が検査の受診行動を促すリーフレットを作成。

令和5年度作成 ポスター

いま、梅毒が急拡大していることをご存知ですか？



梅毒を放置すると
あなたがきっかけで
大切な人も感染する
可能性があります

- 性的接触があれば、誰でも感染する可能性があります。セックスや、キスでもうつる感染症です。
- 感染すると、性器や口の中に小豆から鉛筆先くらいの大きさのしこりや痛みが少ないただれができ、手のひらや足の裏など、体中に痛みやかゆみのない発しんが広がります。無症状の場合もあります。
- 放置すると、心臓・血管・脳などに病変が生じ、障害が残る可能性があります。

不安になったら検査を
保健所や医療機関で検査を受けられます。梅毒の検査は血液検査です。


保健所 病院・診療所



いま、梅毒が急拡大しています


あなたが検査を受けるなら
Aと**B**どちらにしますか？

A 保健所



- 性感染症の無料・匿名検査を受けられるところがあります。
- 夜間・休日検査やレディース・デーなどが設けられているところもあります。

B 病院・診療所



- 梅毒を疑う症状がある場合などは、保険診療となります。
- 検査だけでなく、そのまま治療も受けられます。

梅毒の検査は、保健所や医療機関で受けられます。
不安に思ったら、すぐに検査を受けましょう。

どうやって感染する？
性的接触があれば、誰でも感染する可能性があります。セックスや、キスでもうつる感染症です。

どんな症状がでる？
感染すると、性器や口の中に小豆から鉛筆先くらいの大きさのしこりや痛みが少ないただれができ、手のひらや足の裏など、体中に痛みやかゆみのない発しんが広がります。無症状の場合もあります。放置すると、心臓・血管・脳などに病変が生じ、障害が残る可能性があります。



厚生労働省ウェブサイト：一般の方にもわかりやすい「性感染症」及び「梅毒」の特設ページの作成

厚生労働省ウェブサイト：性感染症

健康・医療 **性感染症**

[性感染症とは](#)
[Q&A](#)
[啓発ツール](#)
[施策紹介](#)

[その他](#)
[関連情報](#)

[感染症・予防接種相談窓口](#)
[性感染症とは](#)
[Q&A](#)

[啓発ツール](#)
[施策紹介](#)
[リンク \(検査機関検索\)](#)

感染症・予防接種相談窓口

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般について、相談にお応えします。

※行政に関するご意見・ご質問は受け付けておりません。

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。

※オペレーターへの暴言、性的発言、セクハラ等の入庫はご遠慮ください。他の入庫者様の対応に支障が生じております。

●電話番号：0120-331-453 ※令和5年4月3日から電話番号が変わりました。

●受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

性感染症とは

性感染症（STI; Sexually-transmitted Infections）とは、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症など、性的接触を介して感染する可能性がある感染症を指します。性的接触により、口や性器などの粘膜や皮膚から感染します。オーラルセックス（口性交）やアナルセックス（肛門性交）などでも感染します。

性感染症は、かゆみや痛みのような症状が問題であるだけでなく、感染症の種類によっては、もし治療をしなかった場合、不妊の原因となったり、神経や心臓などに深刻な合併症や後遺障害を残したりすることもあります。また、粘膜が傷つくことにより、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染しやすくなるなど、他の感染症に罹りやすくなることもあります。

政策について

- 分界別の政策一覧
- 健康・医療
 - 健康
 - 食品
 - 医療
 - 医療保険
 - 医薬品・医療機器
 - 生活衛生
 - 水道
 - 福祉・介護
 - 雇用・労働
 - 年金
- 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算

厚生労働省ウェブサイト：梅毒

健康・医療 **梅毒**

[梅毒とは](#)
[梅毒の発生状況について](#)
[Q&A](#)
[啓発ツール](#)

[施策について](#)
[関連リンク](#)
[その他](#)

はいどく
いま、梅毒が急拡大していることをご存知ですか？

はいどく
梅毒を放置すると
あなたがきっかけで
大切な人も感染する
可能性もあります

性的接触があれば、誰でも感染する可能性があります。セックスや、キスでもうつる感染症です。

感染すると、性器や口の中に小豆から指先くらいの大きさのしこりや痛みが少ないただれができ、手のひらや足の裏など、体中に痛みやかゆみのない発疹が広がります。無症状の場合もあります。

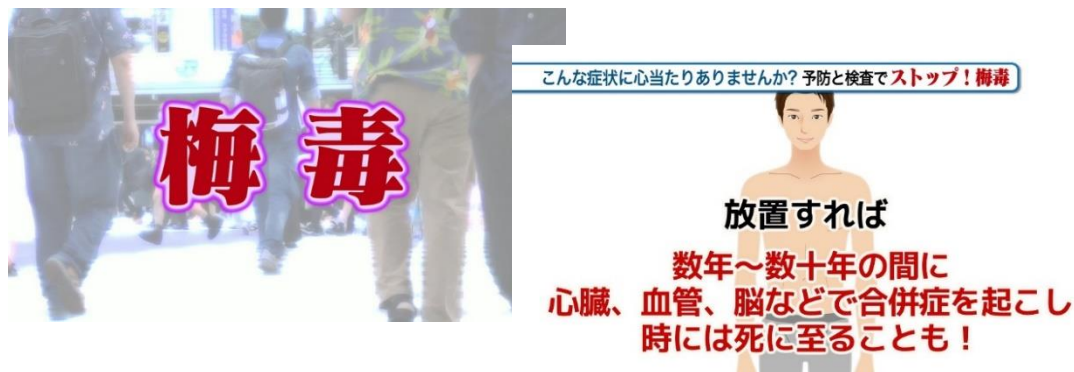
放置すると、心臓・血管・脳などに病変が生じ、障害が残る可能性があります。

緊急セミナー
梅毒を知り、梅毒の急増防止を図るために

政策について

- 分界別の政策一覧
- 健康・医療
 - 健康
 - 食品
 - 医療
 - 医療保険
 - 医薬品・医療機器
 - 生活衛生
 - 水道
 - 福祉・介護
 - 雇用・労働
 - 年金
- 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算
- 政策評価・独立

政府広報オンライン：梅毒の特設ページを設置し、梅毒を含む性感染症の早期発見・治療の重要性をわかりやすく説明する動画を公開



政府インターネットテレビ
「こんな症状に心当たりありませんか？
予防と検査でストップ！梅毒」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25392.html>

梅毒が拡大しています！一人ひとりが予防と検査を！



政府広報ページ
暮らしに役立つ情報

「梅毒が拡大しています！一人ひとりが予防と検査を！」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201712/3.html>

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

No.79,102

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先： 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム

内閣府

交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援事業

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年 4 月

【目的】

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) SNS等を活用した広報



若年層の性暴力
被害予防月間
ホームページ



https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

政府では、**毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間**、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

- **啓発物の作成・配布（ポスター、リーフレット、パンフレット、カード、シール、パープルリボンバッジ）**
 社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<ポスター>



<パンフレット>



<啓発カード 表面>

<啓発カード 裏面>



<啓発シール>



<パープルリボンバッジ>



- **全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用**

- **パープル・ライトアップ**

全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。



<令和5年度ライトアップ写真>

【目的】

若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある方、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員及び若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体の方が、効果的な予防啓発手法等を習得できるようにするためオンライン研修教材を提供します。

【内容】

本研修教材は行政担当職員ならびに関係者等が、若年層における女性に対する暴力の予防啓発について、必要な基本的知識を学ぶことができる研修内容としています。

＜参考＞研修一覧

1	デートDV予防（防止）教育に関する取組（基礎編）
2	若年層における女性に対する暴力の現状及び主な取組等
3	若年女性における暴力被害とアウトリーチ
4	若年女性のリプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツ
5	若年女性における性暴力被害と妊娠・中絶・出産
6	学校における被害者支援の現状と課題
7	若年層におけるデートDV、性暴力被害予防に向けた取組
8	効果的な予防啓発の取組
9	デートDVの予防啓発と相談事業に関する広報啓発
10	SNSを通じた若年層の性暴力被害の実態
11	若年層の性暴力被害支援におけるワンストップ支援センターの役割
12	AV出演被害、SNSを通じた性暴力被害の予防啓発
13	若年層に有効なSNS相談について
14	若年層の性暴力被害予防の取り組みについて

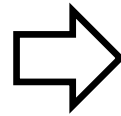
DV相談窓口

No.79,102

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、

タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

目的

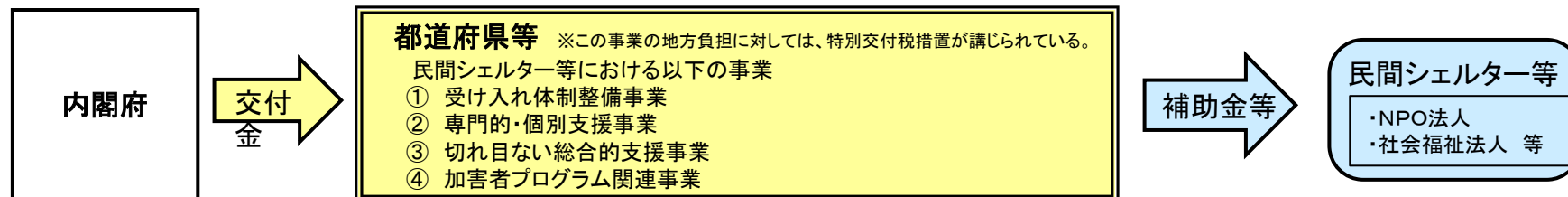
【令和6年度概算決定額 316百万円】（令和5年度当初予算額 303百万円）

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先： 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等： 国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

No.81,83,119

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

<児童相談所>

令和4年度実績

目標

増員数

児童福祉司

5,780 人程度

→

6,850 人程度
(令和6年度)

令和5・6年度で

+ 1,060 人程度

児童心理司

2,350 人程度

→

3,300 人程度
(令和8年度)

令和5～8年度で

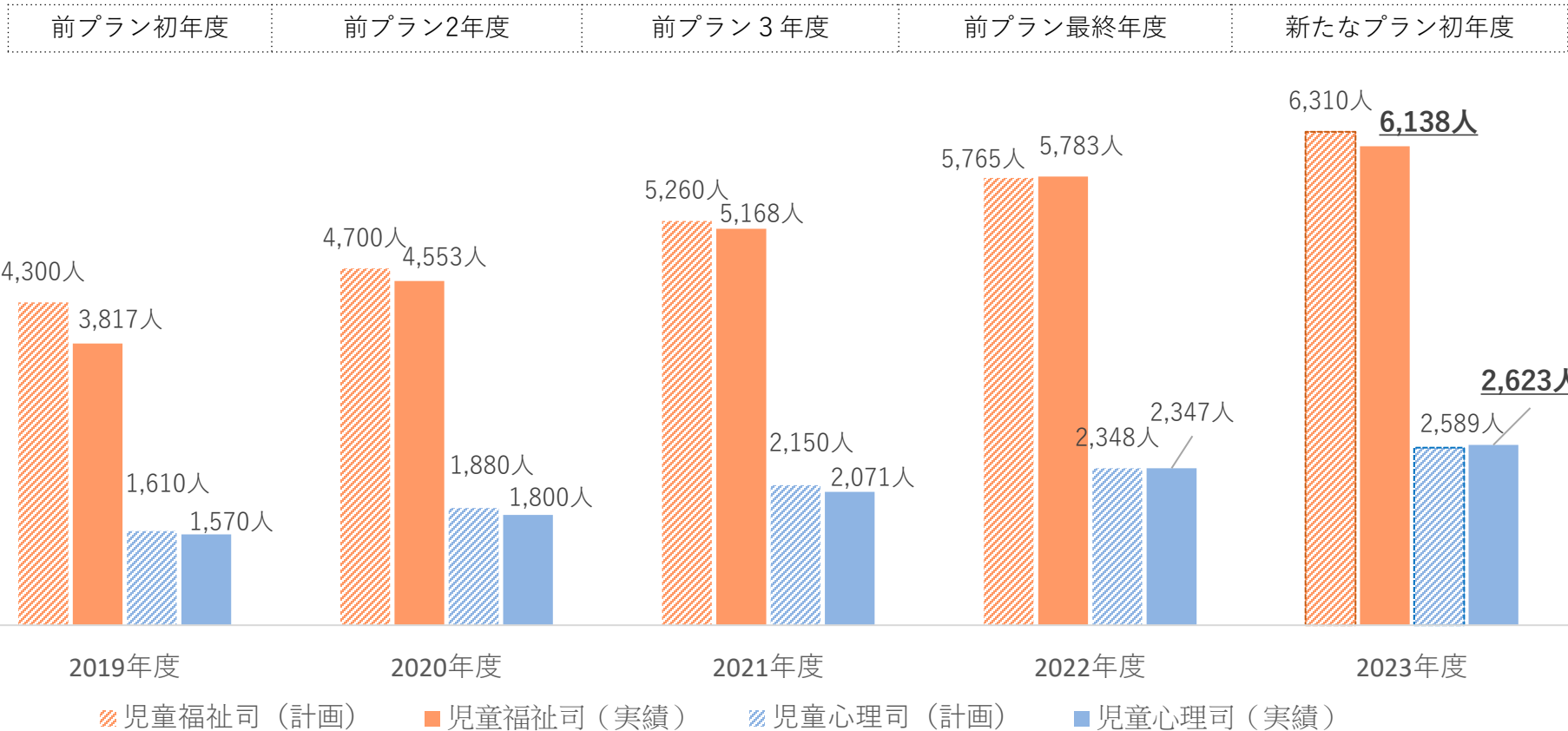
+ 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

令和5年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で児童福祉司を2,020人程度増員する目標を1年前倒しで概ね達成したため、令和4年度は更に505人の増員を目標とし、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標も達成した。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和4年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童福祉司を令和6年度末までに1,060人程度、児童心理司を令和8年度末までに950人程度増員することとした。
- 令和5年度の配置状況については、年度内に児童福祉司が6,138人、児童心理司が2,623人体制となる見込み。



スクールカウンセラー等活用事業 (SNS等を活用した相談体制構築事業)

No.82,85,95

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

61億円の内数
59億円の内数)



背景

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- 座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件をきっかけに、それ以降もスマートフォンの普及が進んでいるなか、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めていることから、それを踏まえた相談体制の整備を図る必要がある。

(参考)

主なコミュニケーション手段の平均利用時間(令和5年度版情報通信白書(総務省))
[平日1日](令和4年度)
10代: 携帯電話 6.3分、固定通話 0.2分、ネット通話 19.0分、ソーシャルメディア 64.2分、
メール利用 16.1分

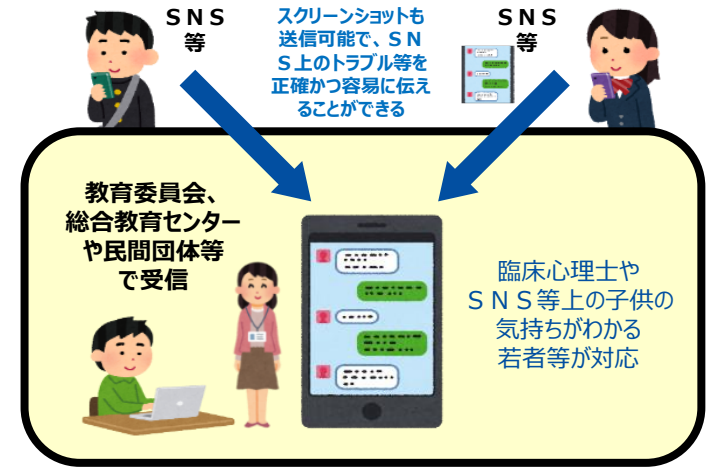
事業概要

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援(補助事業)

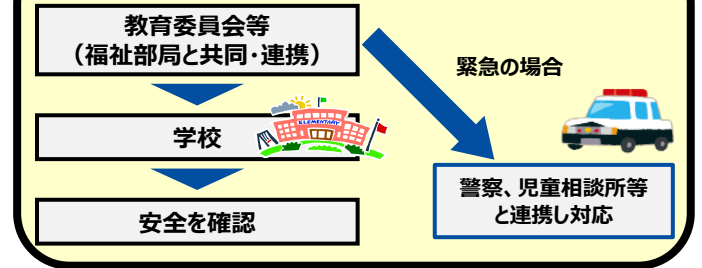
(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。
令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



実施主体	都道府県・指定都市	対象校種	小学校・中学校・高等学校等
費用負担	国: 1/3 都道府県・指定都市: 2/3	対象経費	報酬、期末手当等

担当: 初等中等教育局児童生徒課

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

No.82,85,95

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

84億円
82億円）



文部科学省

令和5年度補正予算額

7億円

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実に喫緊の課題。




スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額（案） 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置：27,500校 <週4時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校：10,000校（← 7,200校）<週8時間>
・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策：5,700校（← 2,900校） > 虐待対策：2,000校 > 貧困対策：2,300校 <p style="text-align: center;">※夜間中学への配置を含む</p>
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー：67人 <週4時間> 教育支援センター：250箇所 <週4時間> オンラインによる広域的な支援：67箇所 <週40時間> 自殺予防教育の実施を含む
SC配置以外	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置

<配置の工夫について>
自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能（特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校（1,000校）や学びの多様な学校を想定）。



スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額（案） 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校区に対する配置：10,000校 <週3時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校：10,000校（← 9,000校）<週6時間>
・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策：4,000校（← 3,000校） > 虐待対策：2,500校 > 貧困対策：3,500校 <p style="text-align: center;">※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p>
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー：67人 <週3時間> 教育支援センター：250箇所 <週3時間> オンラインによる広域的な支援：67箇所 <週40時間>
SC配置以外	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置

不登校児童生徒等の学び継続事業
・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額：686百万円】
不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援：**3,900校**

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

24時間子供SOSダイヤルについて

No.82,85,95

誰か話したい
今、話したい
No.120ka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもとめたら
☎ **189番**
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎ **0120-007-110**
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部
による少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担
(夜間・休日等) 地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

こどもの心の診療ネットワーク事業

No.84

令和6年度予算案：1.2億円（1.2億円）

【平成20年度創設】

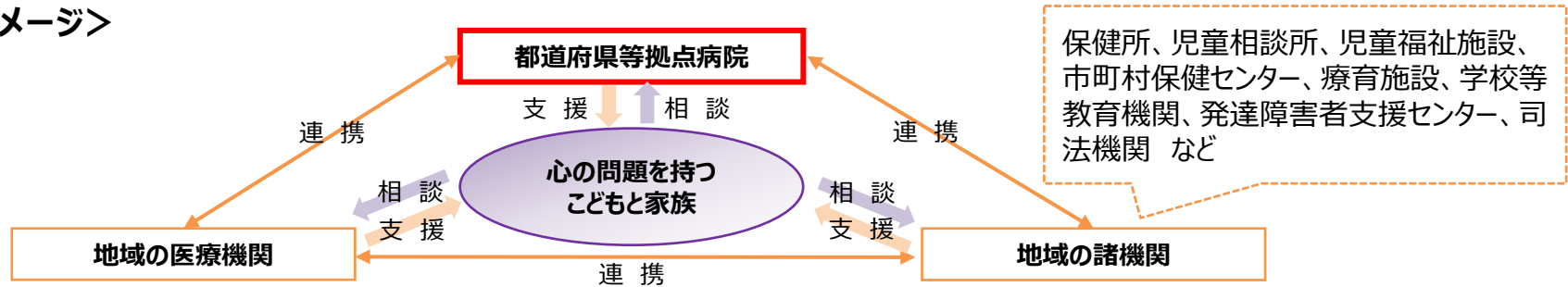
目的

- 様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時のこどもの心の支援体制を構築することを目的とする。

内容

- (1) こどもの心の診療支援（連携）事業
様々なこどもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。
- (2) こどもの心の診療関係者研修・育成事業
医師、関係専門職の現地研修等、こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。
- (3) 普及啓発・情報提供事業
こどもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：月額 1,475,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：21自治体（20自治体）
- ※ 岩手県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、 自殺リスクの把握

や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするため

の調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される 「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を
集約し、多角的な分析を行う

ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

No.85

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の**推進が重要**。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。

4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

No.85

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を发出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)を作成。

(2) 東京都作成教材

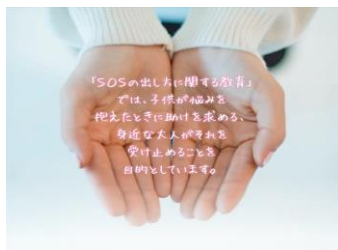
- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「援助希求的態度の育成」、「早期の問題認識(心の健康)」、「ストレス対処スキルの育成」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。

SOSの出し方に関する教育の教材例について

(児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について(平成30年8月31日付け事務連絡)より)



SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料

活用ガイド

平成30年2月 東京都教育委員会

【東京都教育委員会作成】 「SOSの出し方に関する教育」を推進するための 指導資料

【東京都作成】

- ・「もやもやしたら…相談してみようよ！」
(小学6年生向け)
- ・「一人でなやんでいるあなたへ SOSを出して
いいんだよ！」(中学1年生向け)



【北海道教育委員会作成】 児童生徒の自殺を予防するためのプログラム

青少年のインターネット依存を中心とした各種の依存症等や、インターネットを介した犯罪被害が社会問題となっている。また、GIGAスクール構想推進や新型コロナウイルス感染拡大により社会全体のデジタル化が進展し、青少年がインターネットに接する機会が一層多くなることが見込まれる。

このため、インターネット等の適切な使用やインターネット依存を中心とした各種の依存症等の理解・予防について、保護者と青少年への啓発等を推進する。
【委託事業、平成16年度事業開始】

ネット上の有害環境から子供を守るための推進体制の構築事業

【ネットモラルキャラバン隊】

- 都道府県PTAと連携し、保護者を対象に全国各地で情報モラルやネットとのかかわり方、フィルタリングの推進、家庭でのルール作り等を啓発するシンポジウムを開催。
- 全国的な取組としてフォーラムを開催。有識者によるトークセッションやパネルディスカッションを実施。各地域における成果を全国に発信。

- (1) 積算 : ①シンポジウム 4,061千円 × 1団体
②フォーラム開催 784千円
(2) 委託先: 民間団体



【ネット対策地域モデル事業】

- 自治体等が実施する、情報モラル等に係る啓発活動やシンポジウムの実施を支援(自治体等に委託)

- (1) 積算 : 1,570千円 × 2地域
(2) 委託先: 民間、地方公共団体



青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業

- (1) 積算 : 2,559千円 × 3団体
(2) 委託先: 民間、地方公共団体

- 青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を推進。
- 体験活動等を通じた規則正しい生活の指導。
- メンターによる参加者に付き添った指導。



依存症予防教育推進事業

- 各地域においてネット依存やその他の依存症予防に関する啓発講座を実施する「依存症予防教室」の開催等を実施(自治体等に委託)。
- 全国的な啓発として「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」を開催。

- (1) 積算: ①シンポジウム 801千円
②依存症予防教室 1,128千円 × 5地域
(2) 委託対象先: 民間、地方公共団体



ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能

3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の**参考様式**を提示。



○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員又は保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

■ 児童発達支援センター

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- ・ 難聴児 975～1,384単位
- ・ 重症心身障害児 924～1,331単位

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- ・ 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員等 15～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員 15～247単位

■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 80～400単位
- ・ 2人加配 160～800単位

○ 事業所数

11,320 (国保連令和

5年 3月実績)

○ 利用者数

174,811 (国保連令和

5年 3月実績)

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算額 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- 基本改善事業（改修等）
 - 保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
 - 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- 環境改善事業（設備整備等）
 - 障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
 - 分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
 - 熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
 - 安全対策事業（★）
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
 - 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
 - 緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
 - 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
 - 感染症対策のための改修整備等事業（★）
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
 - 保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

制限無し：（☆）の事業
10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

【拡充内容】

➤ ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額】

1. 基本改善事業	1施設当たり	7,200千円	ノンコンタクトタイムスペース改修費	1施設当たり	100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）	1施設当たり	1,029千円	（④）	1施設当たり	500千円以内
（⑥、⑦）	1施設当たり	32,448千円			

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

1. 財政支援

1 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

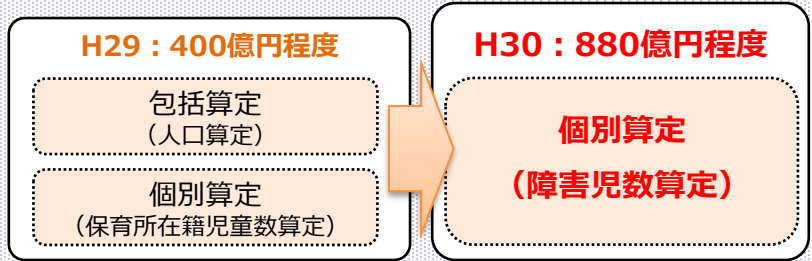
2 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

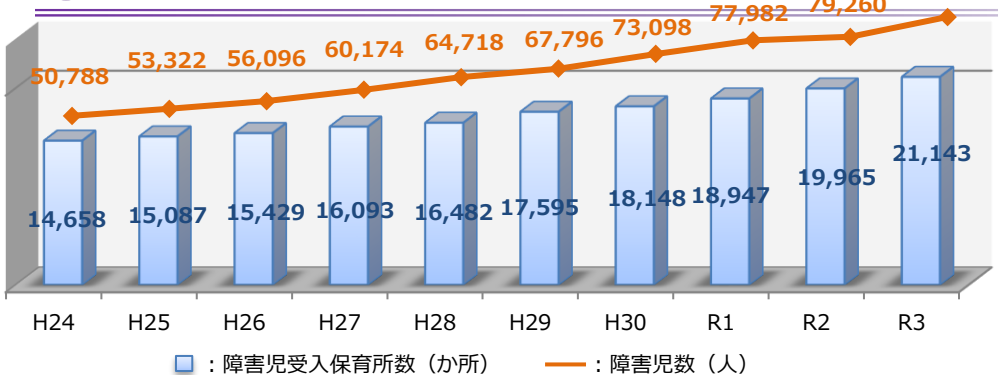
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R4.4.1時点)

単位：人

合計	常勤職員	非常勤職員
46,720	25,605	21,115

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護職員 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

- ・ 肢体不自由児 389単位
- ・ 重症心身障害児 501単位

■ 指定発達支援医療機関

- ・ 肢体不自由児 338単位
- ・ 重症心身障害児 450単位

■ 主な加算

■ 個別サポート加算（Ⅰ）

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算（Ⅱ）

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80単位

保育職員加配加算

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算 50単位

※ 定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位

○ 事業所数

88（国保連令和 5年 3月実績）

○ 利用者数

1,759（国保連令和 5年 3月実績）

○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員又は保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定) 注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。

■ 授業終了後

- ・ 重症心身障害児以外 302 ～ 604単位
- ・ 重症心身障害児 686 ～ 1,756単位

■ 休業日

- ・ 重症心身障害児以外 372 ～ 721単位
- ・ 重症心身障害児 810 ～ 2,038単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 75～374単位
- ・ 児童指導員等 49～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等を加配した場合に加算 75～374単位

■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 133～400単位
- ・ 2人加配 266～800単位

○ 事業所数

19,835 (国保連令和 5年 3月実績)

○ 利用者数

313,314 (国保連令和 5年 3月実績)

○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児（平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加）。

○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

■ 訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 初回加算(200単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○ 事業所数

1,530（国保連令和 5年 3月実績）

○ 利用者数

16,248（国保連令和 5年 3月実績）

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
 - 乳児又は幼児 10:1以上 少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

- | | | |
|----------------------|-------|--|
| ■ 主として自閉症児を入所させる施設 | 352単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 319～ 420単位) |
| ■ 主として肢体不自由児を入所させる施設 | 175単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 160～ 206単位) |
| ■ 主として重症心身児を入所させる施設 | 914単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 825～1,101単位) |

■ 主な加算

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>自活訓練加算(337単位)</u>
→ 自立に向けた訓練を実施した場合に加算。同一敷地外に借家等を借りて実施する場合は448単位を加算。入所中に360日を上限に実施。 ■ <u>小規模グループケア加算(240単位)</u>
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>強度行動障害児特別支援加算(781単位)</u>
→ 強度行動障害のある障害児に行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行った場合に加算(加算開始から90日以内の期間はさらに700単位を加算) ■ <u>保育職員配置加算(20単位)</u>
→ 保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している場合に加算 ■ <u>ソーシャルワーカー配置加算(40単位)</u>
→ 障害児入所施設への入所や退所(地域への移行、グループホームへの入居、療養介護の利用、障害者支援施設への入所等)に係る調整を専ら行うため、①社会福祉士又は②障害福祉サービス等に5年以上の従事経験がある者を配置した場合に加算 |
|---|--|

○ 事業所数

196 (国保連令和 5年 3月実績)

○ 利用者数

1,792 (国保連令和 5年 3月実績)

外部講師を活用した がん教育等現代的な健康課題理解増進事業

No.96,135

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

44百万円
32百万円



文部科学省

背景・課題

背景

- 新たに策定された第4期がん対策推進基本計画（実行期間：令和5年度～令和10年度）では、がん教育について、「国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管局が連携して会議体を設置し、地域のがん治療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん治療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。」とされている。
- 生活習慣の乱れや心の健康など、病気や不登校、自殺などの要因となり得る児童生徒の健康課題は多様化・複雑化しており、児童生徒が、自ら健康によい生活を送るための基礎的な力を身に付けることが、これまで以上に求められている。
- 近年の疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化している中で、がん等の病気や患者への偏見をなくし、そうした人々と互いに支え合い、共に暮らしていくことが重要である。
- 人々の健康を支える献血制度に関しては、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少していることから、今後の献血を支える若年層に対する献血活動の一層の推進が求められている。

課題

①がん教育の全国への普及が必要

がん教育について、地域によって取組状況に差があることから、地域の実情に応じた取組が一層推進されるよう、各地域の取組の成果を全国へ普及する必要がある。

②がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師の活用促進が必要

がん教育をはじめ、健康の保持増進、病気の予防、病気や患者への理解、献血など人々の健康を支える医療・保健制度への理解などの観点から、教育活動を実施するに当たり、児童生徒が実感的に理解し、自身の行動の変容につながるよう、より効果的な指導を行うためには、医師等の専門家や患者・経験者の外部講師としての活用が必要であるが、学校が外部講師を活用するための体制が十分整備されていない。また、外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

事業内容

1. 学習指導要領に対応したがん教育の成果等の普及

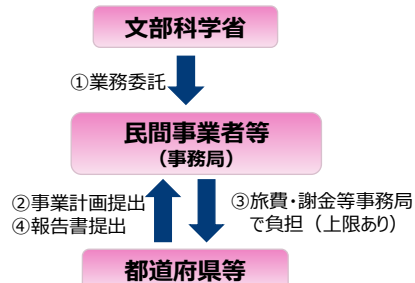
学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及を図る。

- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催
- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施

等

2. がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向けた外部講師を活用した教育活動の実施

事業スキーム



【地域の実情に応じて実施する教育活動のメニュー】

- ①がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育む。
- ②がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深めるとともに、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養う。

都道府県等における取組

- 各学校における外部講師を活用した教育活動の実施
- 教員や外部講師を対象とした研修会
- 専門家や患者・経験者と連携した教材等の作成・配布
- 外部講師名簿の作成、活用体制の整備

委託先
委託費

民間事業者等（1社）
4 3 百万円

委託
対象経費

諸謝金、旅費、借損料、
印刷製本費、消耗品費 等

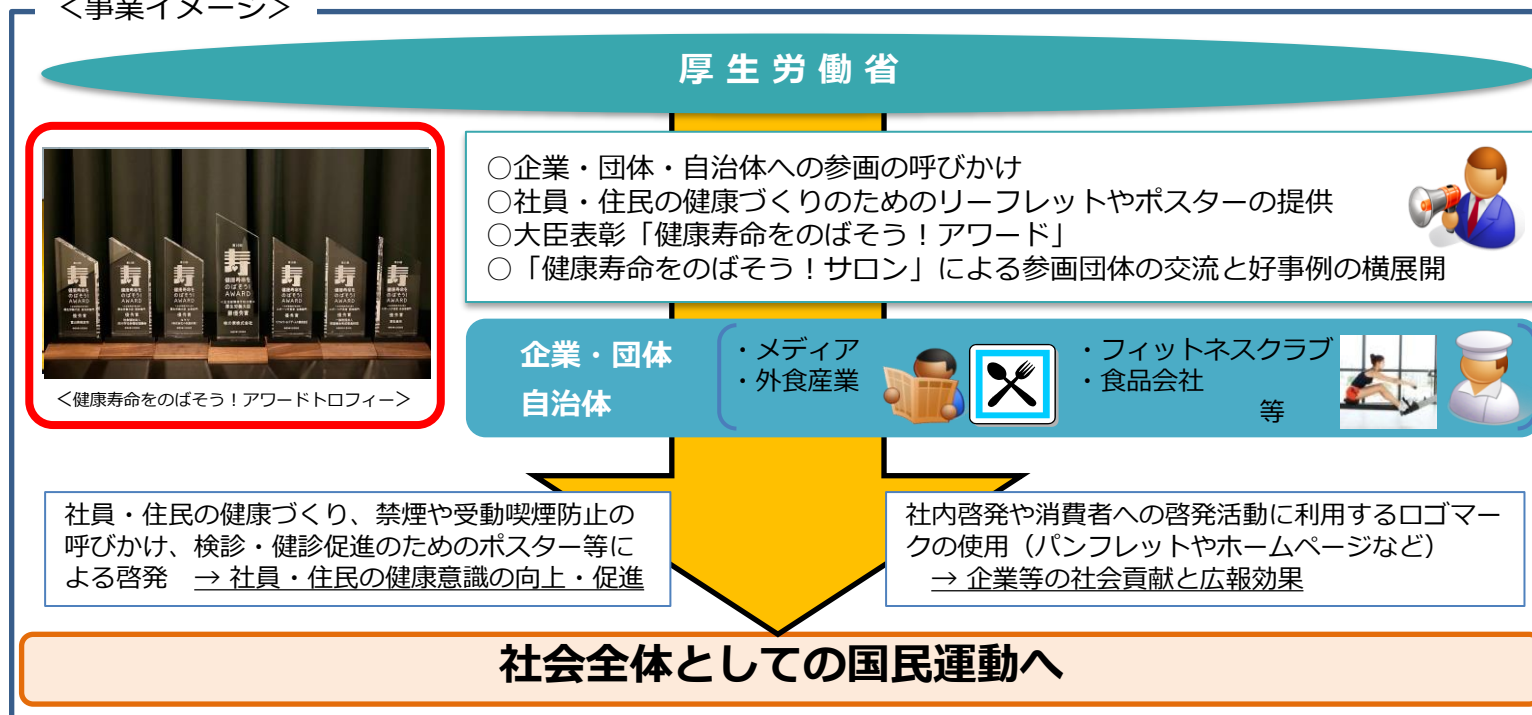
国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

<スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 8,094団体 (R5.3.31現在)



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>



女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援しています。厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベント等を実施しています。

令和4年度

- 女性の健康週間特設Webコンテンツ「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」
- 専門家や当事者による、更年期の基礎知識や体験談を動画収録
 - －性別を問わない全世代（の国民）へのメッセージを通じて、周囲の支援や理解についても普及啓発



令和3年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと」
- 「生理痛」や「更年期障害」など、女性の健康課題に関する情報提供やセルフチェック、婦人科への受診勧奨を行う。
- 家庭、職場などにおける支援や、男性の立場からの支援についても普及啓発

令和2年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「知ろう！つくろう！女性の健康～みんなで学ぼう 生理について～」
- 三原副大臣及び宇賀なつみさんによる女性の健康週間の紹介動画
- 専門家による「月経」、「女性の健康づくりに関する男女の教育・支援」に関する情報提供

令和元年度

- 女性健康週間特設ホームページ「Women's Health Japan Update 2020 – 女性の健康支援に必要なこととは –」
- ホームページを通じて、自治体と職場、雇用側と働き手、若年者向け支援と高齢者向け支援など、様々な立場や視点から、女性の健康支援のあり方に関して情報提供や提案を行う。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

R6年度予算案:14億円
(R5年度予算額:14億円)

- がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診：20～69歳の女性

乳がん検診：40～69歳の女性

胃がん検診：50～69歳の男女

(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診：40～69歳の男女

大腸がん検診：40～69歳の男女



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

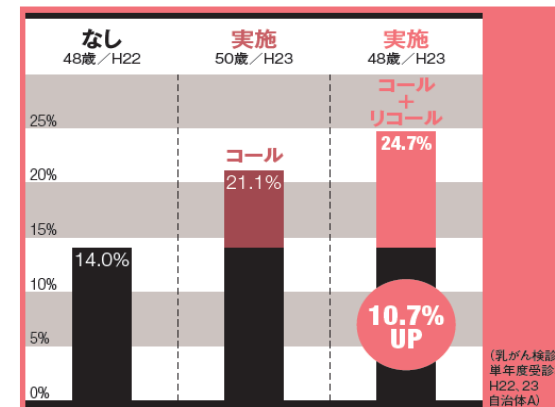
3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

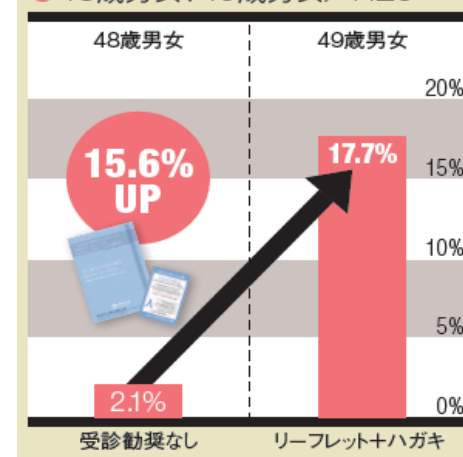
実施主体：市区町村

補助率：1/2

(受診勧奨の効果の事例)



大腸がん検診
●48歳男女、49歳男女/H25



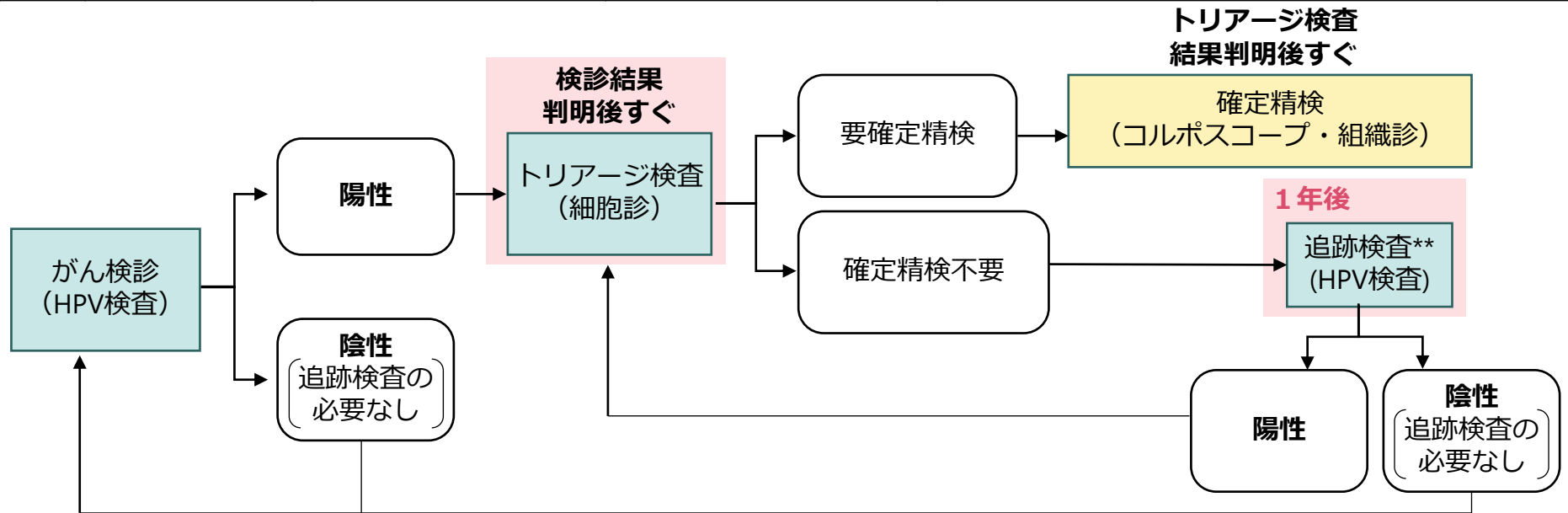
※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

（参考）アルゴリズム及び対象者について

No.100、139

		改正前	改正後 ※市町村毎にいずれかを選択	
			細胞診を実施する場合	HPV検査単独法を導入する場合
対象者	20歳代	細胞診 (2年に1回)	細胞診 (2年に1回)	細胞診 (2年に1回)
	30歳以上			HPV検査単独法(5年に1回) 追跡検査対象者は1年後に受診**



次の節目年齢*又はHPV検査陰性確認から5年後

: 検診事業として実施

: 医療として実施

: 従来検診では含まれなかった検査

*節目年齢とは、30歳からの5年刻みの年齢のことをいう。

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度予算案：性と健康の相談センター事業 7.8億円の内数
【令和3年度創設】

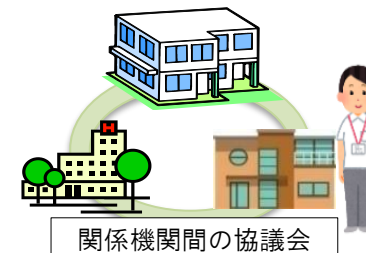
目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：（1）月額 688,000円
（2）月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：17自治体
- ※令和4年度変更交付決定ベース

令和5年度当初予算額 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（4億円）

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

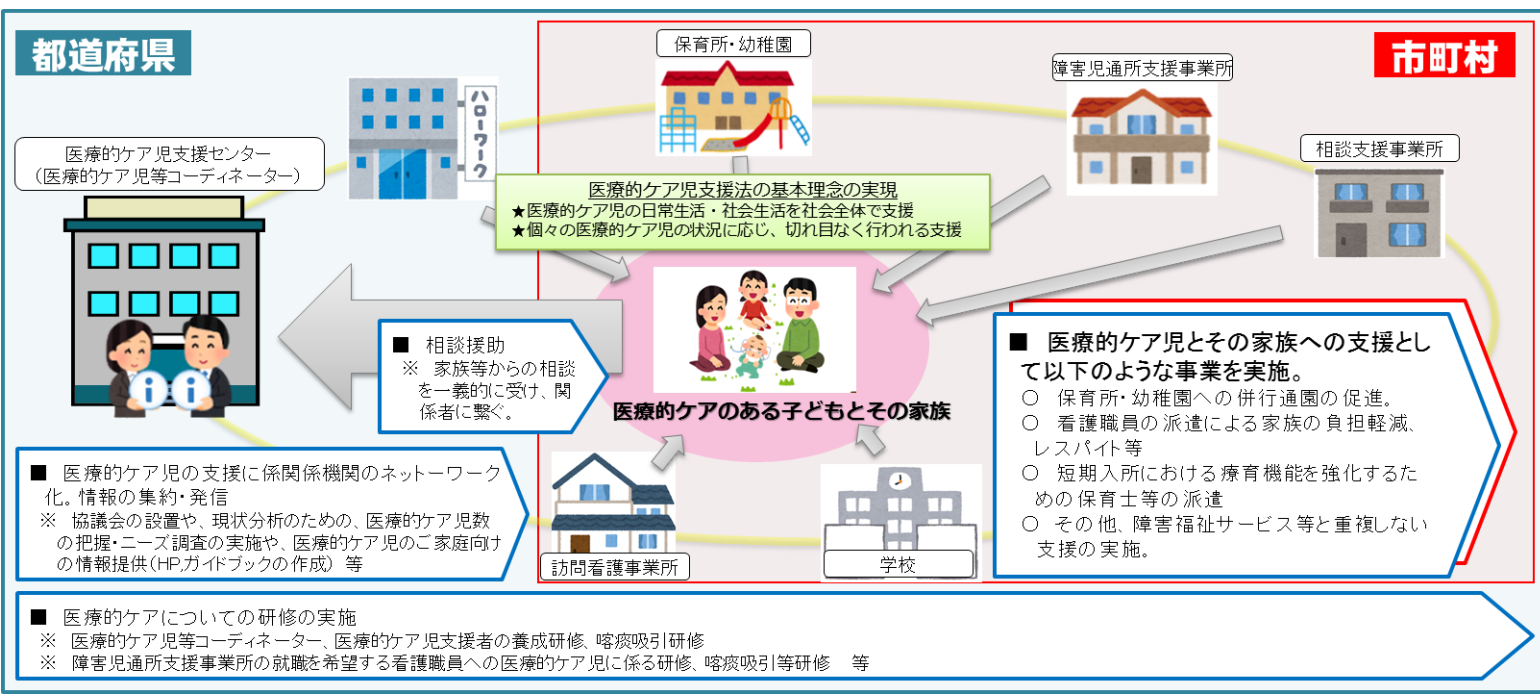
1 事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体
： 都道府県・市町村
- ◆ 補助率
： 「医療的ケア児等コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

- ・女性のスポーツ実施率は男性と比べて低く、体力・運動能力調査においても30-40代では近年低下傾向が続いている。
- ・女性は骨量が最大となる16歳までのスポーツ未実施は、中高年期の骨粗鬆症の発症リスクを高めるとともに、「食べない」「動かない」ことによる「痩せ」は将来の糖尿病等の健康リスクを高めることが指摘されている。
- ・このため、女性特有の健康課題への理解を進めるとともに、日常生活の中で手軽に取り組めるスポーツ等の情報を提供することで、生涯にわたって健康に過ごすための情報を提供するページを作成し、普及啓発を推進。
- ・また、女性のスポーツ実施に係る環境整備等に関する調査研究を実施。

普及啓発

スポーツ庁ホームページ内 【女性のスポーツ参加サポートページ】

女性のニーズに合わせたスポーツメニューの提案や、女性の体とスポーツについての情報を掲載。新着情報を毎月更新するとともに、メールマガジンやSNS等でも、発信することにより、若年期女性のスポーツ参画への気付きに効果的なプロモーションを実施。



【スポーツ庁ホームページ】



【メールマガジンDEPARTARE】



【スポーツ庁SNS】

楽しさから自然と体が動き出す！ オリジナルダンス「Like a Parade」

令和元年度の女性のスポーツ参加促進事業でオリジナルダンス「Like a Parade」を制作。一人でもみんなでも楽しめる、思わず踊りたくなるダンスをホームページやSNS等で発信。「バブリーダンス」を生み出したakaneさんが振付を担当。



手軽にできる！ながらでできる！？ Myスポーツプログラム



平成30年度に制作した「Mスポーツのすすめ」「Mスポーツプログラム」を、令和2年度に武蔵野美術大学とのコラボで改訂。イラストを挿入しよりわかりやすい解説。自分のライフスタイルに合わせて、ホームページや等で発信。

女性の健康とスポーツに関する 参考資料の紹介



女性の体とスポーツに関する参考資料を照会。アスリートだけでなく、一般の女性や保護者、指導者の方にも読んでいただきたい資料を掲載。

調査研究

Sport in Life推進プロジェクト「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業（スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究）」において、女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究を実施。

※女性のスポーツ実施促進を図るため、女性のライフサイクルに応じた環境整備等に係る課題を整理するとともに、女性のスポーツと健康への影響に関する最新の知見を整理し、スポーツの効果や実施時の留意点等に関するコンテンツを作成し、その活用や女性のスポーツ実施促進のための方策を検討（R4年度～）

健康日本21(第三次)
身体活動・運動分野に関する目標項目

目標	指標	現状値（令和元年）		目標値（令和14年度）	
日常生活における 歩数の増加	1日の歩数の平均値	総数 6,278 歩		総数 7,100 歩	
		20歳～64歳 男性 7,864 歩	65歳以上 男性 5,396 歩	20歳～64歳 男性 8,000 歩	65歳以上 男性 6,000 歩
		女性 6,685 歩	女性 4,656 歩	女性 8,000 歩	女性 6,000 歩
				(現状値×1.1)	
運動習慣者※の増加 ※ 1回30分以上の運動を 週2回以上実施し、1年以 上継続している者	運動習慣者の割合	総数 28.7 %		総数 40 %	
		20歳～64歳 男性 23.5 %	65歳以上 男性 41.9 %	20歳～64歳 男性 30 %	65歳以上 男性 50 %
		女性 16.9 %	女性 33.9 %	女性 30 %	女性 50 %
				(現状値+10%)	

アクティブガイド

いつでもどこでも+10

いつ+10しますか？ あなたの1日を振り返ってみましょう。

18歳～64歳の方
Aさんの場合

65歳以上の方
Cさんの場合

8歳の場合

6時 散歩、ジョギング、ラジオ体操、庭の手入れ

7時 早歩き、自転車通勤
キビキビと掃除や洗濯、家事の合間に「ながら体操」

8時 こまめに動く、階段を使う、速くのトイレを使う

12時 散歩、食事に外食、テレビを見ながら筋トレやストレッチ、友達とお出かけ

15時 速くのトイレを使う、軽い体操をする

18時 歩いて買い物、子どもや孫の送り迎え

19時 歩幅を広くする、階段を使う

20時 ウォーキング、運動施設に通う、テレビを見ながら筋トレやストレッチ

安全のために

誤ったやり方でからだを動かすと思わぬ事故やけがにつながるの、注意が必要です。

- からだを動かす時間は少しずつ増やしていく。
- 体調が悪い時は無理をしない。
- 病気や痛みのある場合は、医師や健康運動指導士などの専門家に相談を。

毎日+10をアクティブに暮らすために

こうすれば+10

地域で

- 家の近くに、散歩に適した歩道やサイクリングを楽しめる自転車レーンはありませんか？
- 家の近くの公園や運動施設を見つけて、利用しましょう。
- 地域のスポーツイベントに積極的に参加しましょう。
- ウィンドウショッピングなどに出かけて、楽しみながらからだを動かしましょう。

職場で

- 自転車や徒歩で通勤してみませんか？
- 職場環境を見直しましょう。からだを動かしやすい環境ですか？
- 健診や保健指導をきっかけに、からだを動かしましょう。

人々と

- 休日には、家族や友人と外出を楽しんでみては？
- 困ったことや知りたいことがあったら、市町村の健康増進センターや保健所に相談しましょう。
- 電話やメールだけでなく、顔をあわせたコミュニケーションを心がけると自然にからだも動きます。

アクティブガイド -健康づくりのための身体活動指針-
厚生労働省健康局が対策・健康増進課

アクティブガイド

—健康づくりのための身体活動指針—

ココカラ +10分 アラス・テン

ココカラ +10分 アラス・テン

筋トレ 10分

ウォーキング 10分

ジョギング 10分

散歩 10分

買い物 10分

+10で健康寿命^{※1}をのばしましょう！

ふだんから元気なからだを動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ^{※2}、うつ、認知症などになるリスクを下げるすることができます。

例えば、今より10分多く、毎日からだを動かしてみませんか。

※1「健康寿命」とは？
健康日本21(第三次)では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」としています。

※2ロコモ「ロコモティブシンドローム」とは？
骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり介護が必要となる危険性が高い状態を指しています。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康のための一歩を踏み出そう！

1 気づく！

からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつなのか？」「どこなのか？」ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。

いつ？ どこで？

2 始める！

今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。

歩幅を広くして、速く歩いて+10!

ながらストレッチで+10!

歩いたり、自転車で移動して+10!

3 達成する！

目標は、1日合計60分、元気にからだを動かすことです。高齢の方は、1日合計40分が目標です。これらを通じて、体力アップを目指しましょう。

18歳～64歳 運動で体力アップ
1日8,000歩が目安です

65歳以上 じっとしている時間を減らして、1日合計40分は動きましょう

4 つながる！

一人でも多くの家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行動し、楽しさや喜びが一層増します。

一緒に楽しめ！

しんどく感じたら「No」、しんどく感じないなら「Yes」

<p>No</p> <p>このままではあなたの健康が心配です。いつ、どこで+10できるか考えてみませんか？</p> <p>1 気づく！へ</p>	<p>Yes</p> <p>目標達成まで、あと少し！無理なくできそうな+10を始めませんか？</p> <p>2 始める！へ</p>
<p>No</p> <p>目標を達成していません。+10で、よりアクティブな暮らしを！</p> <p>3 達成する！へ</p>	<p>Yes</p> <p>素晴らしいです！一緒にからだを動かす仲間を増やしてください。</p> <p>4 つながる！へ</p>

※1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上続けて行っている。

女性アスリートの育成・支援プロジェクト

背景・課題

- 第5次男女共同参画基本計画では、**生涯を通じた女性の健康づくりのためのスポーツ参加促進**や**女性アスリートが健康で競技を継続できる環境整備**、**競技引退後も活躍できるような支援**など生涯を通じた女性の健康支援が求められている。
- これまで女性トップアスリートを中心とした支援に取り組んできたところ、女性の健康課題等への対応については**トップレベルに至る前の段階での対応が重要**であるため、令和5年度は、令和4年度実態調査の結果を踏まえ、**中高運動部活動に所属する生徒・指導者等への効果的な普及・啓発**に取り組み、女性が安心してスポーツを実施できる環境を整備する。

事業内容

第3期スポーツ基本計画に基づき、ジュニア層を含む女性アスリートが健康に競技を継続できる環境整備のため、女性が抱える健康課題等を解決するための実践プログラムや、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。

女性アスリートの課題解決型実践プログラム

これまでの調査研究や支援プログラムの成果やノウハウを活用し、下記の実践を行う。

-地域の女性アスリートが居住地等で医科学支援を受けられる体制の提案・実施

-健康課題に対応したコンディショニングや指導マニュアル等の策定・実施

女性トップアスリート支援プログラム

身体的・心理的な課題を抱えている女性のトップアスリートを対象に、婦人科医や専門家が連携した相談体制や産前産後の医・科学サポートを実施。

女性エリートコーチ育成プログラム

アスリートとしての高い技術を有する女性コーチを育成するため、強化現場での実践経験やコーチングスキル習得等の学習機会を提供する育成プログラムを策定・実施。

中高部活動における女子生徒の課題解決型実践プログラム

令和4年度に実施した、女子成長期における中高の学校運動部活動の実態と健康課題、生徒や指導者・保護者の意識等を把握するための調査結果を基に、運動部活動に所属する女子生徒の健康課題の解決に向けて、下記の実践を行う。

- 正しい知識の普及方法を検討し、その実践プログラムを作成
- 策定したプログラムの実践研究の実施

(参考) スポーツを通じた女性の活躍促進 (スポーツ庁ウェブサイト)

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進するため、女性のスポーツ参加促進や女性コーチの育成等に関する情報を発信。

アウトプット (活動目標)

- 産前産後期のトレーニング指導等の医・科学サポート事例の蓄積
- サポート事例を中央競技団体(NF)へ展開
- 女性エリートコーチ育成事業受講者の増加
- パラ競技に特化したコーチ育成プログラムの策定
- 年代別・競技別マニュアルの策定
- 中高学校部活動における指導の実態把握
- 女性アスリート支援情報の一元化・提供

アウトカム (成果目標)

- 競技の継続において、健康課題や出産が障壁と感じない女性アスリート(強化指定選手)の増加
- ナショナルチームで指導する女性コーチの割合が向上(30%)
- 全ての女性アスリートの健康課題に対して、配慮して行われる指導の割合が向上
- 全ての都道府県において女性アスリート支援の取組が行

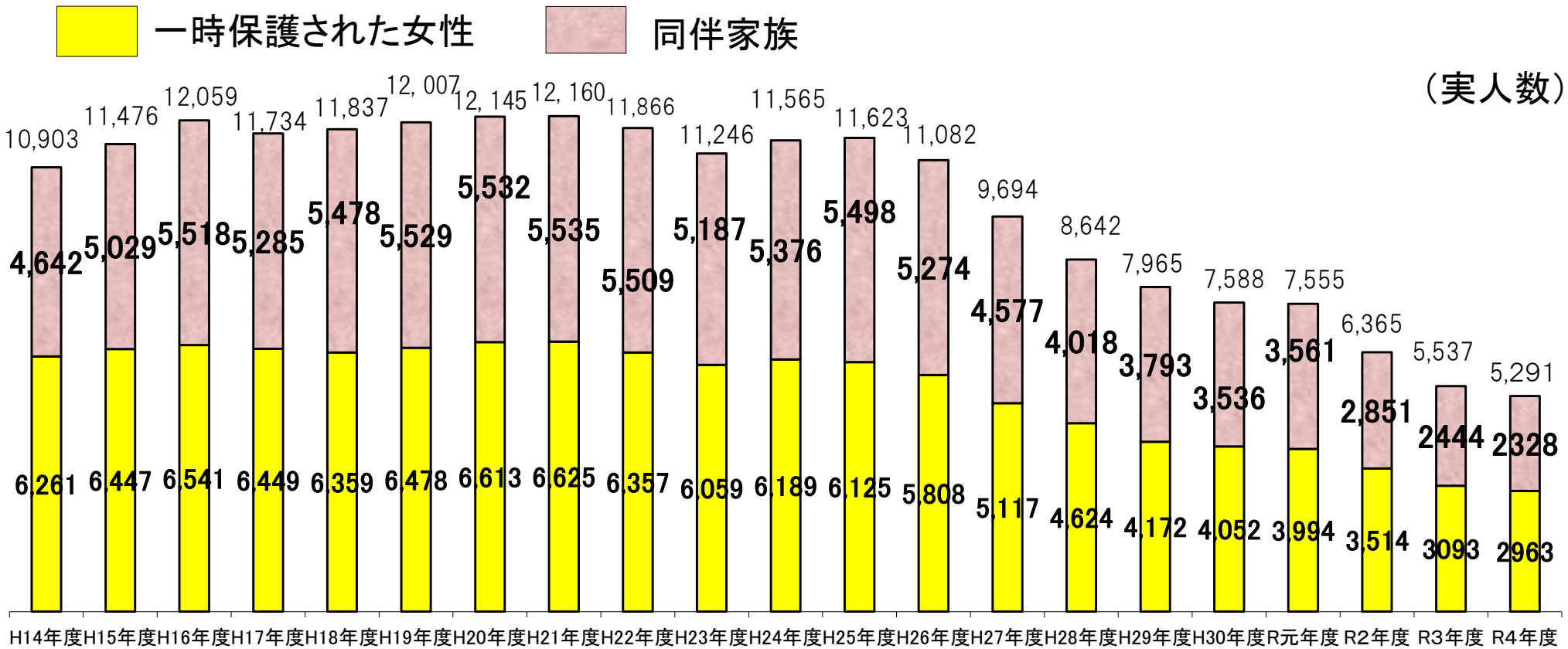
インパクト (国民・社会への影響)

女性アスリートが健康に競技を継続でき、安心して競技に打ち込むことができる環境が整備されることにより、女性アスリートの心身の健康保持、スポーツを通じた女性の活躍促進

婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は2,963人。同伴家族の数が2,328人で、合計5,291人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

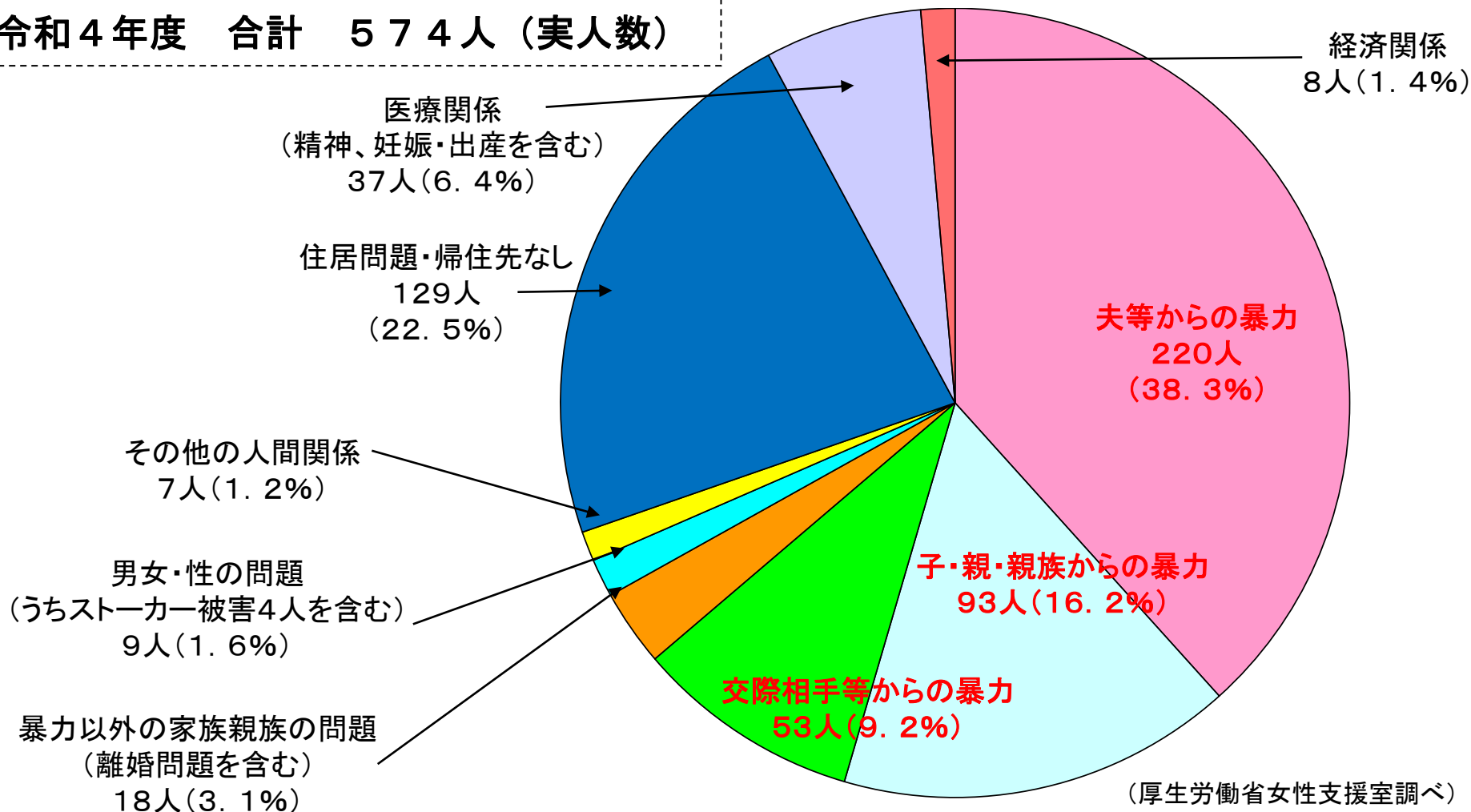


婦人保護施設における在所者の入所理由

No.108

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の38.3%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の63.7%を占めている。
- ※ なお、在所者574人のほかに、同伴家族234人(うち同伴児童229人)が入所している。
- ※ 在所者574人の平均在所日数は、140.2日

令和4年度 合計 574人 (実人数)



1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうために、ポスターやパンフレットを用いて積極的な啓発活動を行う週間です。

2 実施期間

10月17日から10月23日までの1週間

3 経緯

1949年(昭和24年)に「全国薬学週間」が開催されたことを契機として、1978年(昭和53年)から「薬祖神祭の日」である10月17日を初日とする1週間を「薬と健康の週間」としています。

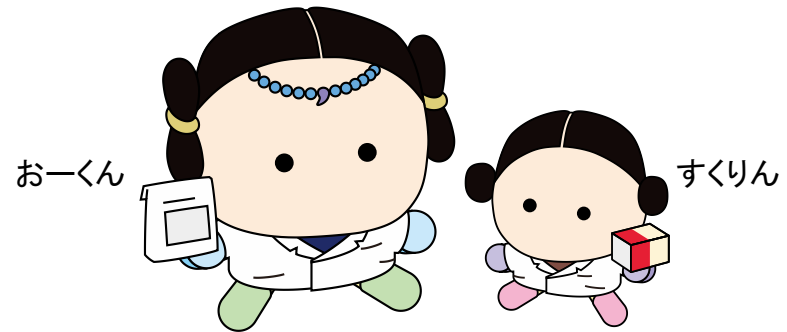
4 オリジナルキャラクター

古事記や日本書紀において、日本に医薬を広めたとされる二柱の神である、**大国主命(おおくにぬしのみこと)**、**少彦名命(すくなひこなのみこと)**をモチーフに、令和4年度に「おーくん」「すくりん」というキャラクターを作成しました。今年度もポスターやパンフレットに登場する予定です。

令和5年度ポスター



パンフレット(抜粋)



地域子育て支援拠点事業

令和5年度当初予算 1,920億円の内数(1,800億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



2. 施策の内容

○**一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○**連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

3. 実施主体等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和5年度予算)

【基本事業】一般型 8,639千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 3,192千円(5～7日型の場合)
※ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

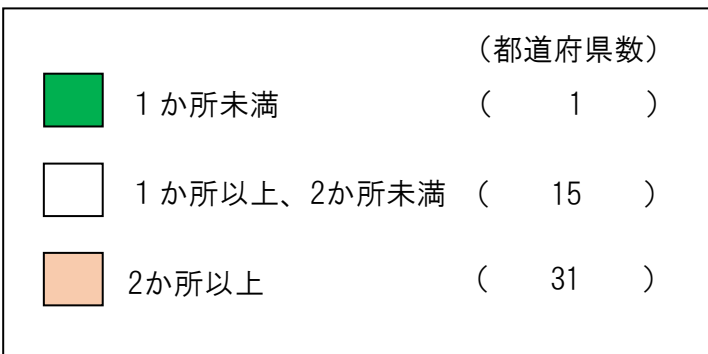
【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,302千円(一般型(5日型)で実施した場合)
地域支援加算 1,553千円
特別支援対応加算 1,085千円
育児参加促進講習休日実施加算 412千円
※ この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円
(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
7,431	7,578	7,735	7,856	7,970

5. 地域子育て支援拠点事業の実施状況 【0歳～4歳人口千人当たりか所数】



全国平均: 1.9か所



0歳～4歳人口：人口千人当たり

No.	自治体名	実施か所数	人口(千人)	人口あたりか所数
1	北海道	386	150	2.6
2	青森県	97	34	2.9
3	岩手県	87	34	2.6
4	宮城県	180	73	2.5
5	秋田県	56	23	2.4
6	山形県	112	31	3.6
7	福島県	121	55	2.2
8	茨城県	274	90	3.0
9	栃木県	113	61	1.9
10	群馬県	162	61	2.7
11	埼玉県	503	249	2.0
12	千葉県	361	212	1.7
13	東京都	660	480	1.4
14	神奈川県	301	312	1.0
15	新潟県	231	65	3.6
16	富山県	83	32	2.6
17	石川県	84	38	2.2
18	福井県	61	27	2.3
19	山梨県	72	26	2.8
20	長野県	170	67	2.5
21	岐阜県	137	64	2.1
22	静岡県	248	116	2.1
23	愛知県	388	282	1.4
24	三重県	126	58	2.2

No.	自治体名	実施か所数	人口(千人)	人口あたりか所数
25	滋賀県	93	54	1.7
26	京都府	269	82	3.3
27	大阪府	467	304	1.5
28	兵庫県	348	186	1.9
29	奈良県	79	42	1.9
30	和歌山県	55	29	1.9
31	鳥取県	42	20	2.1
32	島根県	45	23	2.0
33	岡山県	147	67	2.2
34	広島県	173	98	1.8
35	山口県	117	42	2.8
36	徳島県	69	22	3.1
37	香川県	94	32	2.9
38	愛媛県	88	41	2.1
39	高知県	49	21	2.3
40	福岡県	155	196	0.8
41	佐賀県	69	31	2.2
42	長崎県	118	46	2.6
43	熊本県	121	66	1.8
44	大分県	79	38	2.1
45	宮崎県	74	39	1.9
46	鹿児島県	108	58	1.9
47	沖縄県	98	74	1.3
合計		7,970	4,251	1.9

○ 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割：教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
2. 通告の判断に当たって：学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
 - ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
 - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
 - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
 - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
 - ・7以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり：虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。
 - 学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。
 - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。
 - 個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ：転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

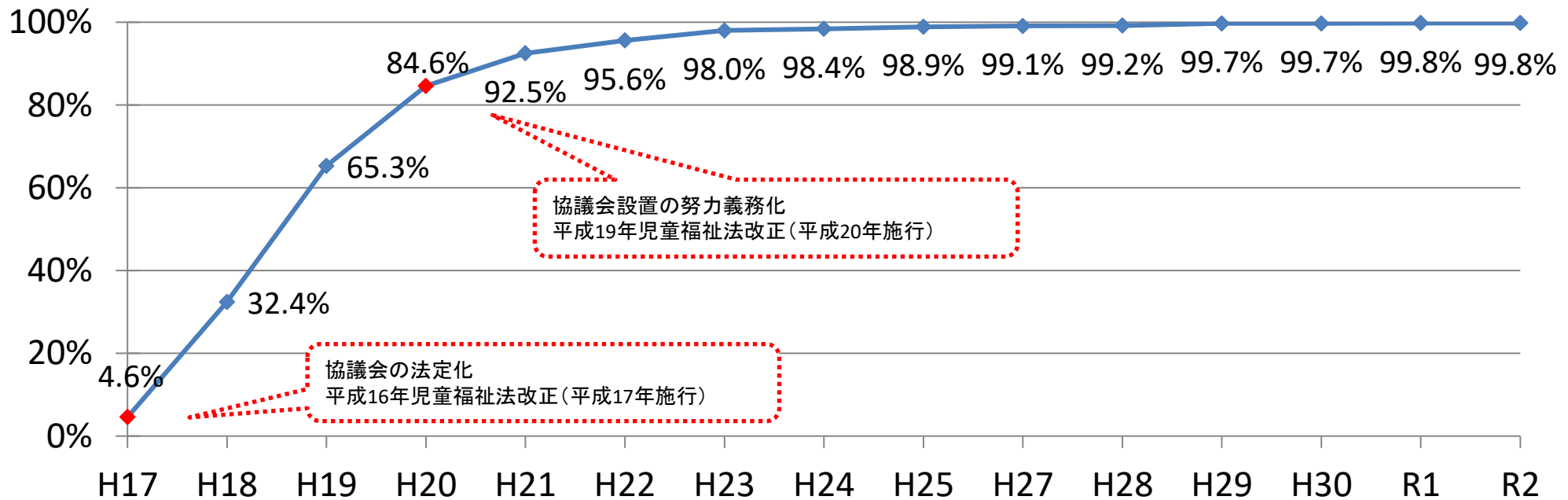
(単位：市町村)

1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727	1,735	1,736	1,738	1,738
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.1%	99.2%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



出 産 ・ 子 育 て 応 援 交 付 金

<妊娠出産子育て応援交付金>

令和6年度概算要求

622億円<うち推進枠289億円> + 事項要求 (370億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談

(※1)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

面談

(※2)

出産・産後

面談

(※3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施(※4)

【実施主体】 子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(※2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援
- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

(※1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(※2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

(※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有
できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービ
ス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

5 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月~令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を要求する。(一部事項要求)
- 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究費用を要求する。

あなたしか 気づいてないかも そのサイン (期間中の標語)

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。なお、この取組は、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施します。

※平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施。



特設WEBサイトの公開

こどもや子育て世代にも分かりやすい構成で制作します。



※細部は変更の可能性があります



こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま と 第16回オレンジリボンフォーラム (岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会) の合同開催

児童虐待問題や体罰等によらない子育てを学ぶ機会に。さらに、こどもや子育て世代が参加できるような場に。

開催日 令和5年11月23日(木/祝日)
時間 14時00分~17時30分
開催場所 [岡山芸術創造劇場 ハレノワ](#)
(〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50)

オンラインでのリアルタイム配信も予定。



タイアップコンテンツ

東京スカイツリー®、JR岡山駅、岡山市内のデジタルサイネージなどをオレンジ色に彩ります。

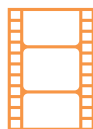
ほかにも、各種業界とのタイアップ企画を実施します。



©TOKYO-SKYTREE



©GACHAMUKKU



児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、 「親子のための相談LINE」

ポスターやリーフレット ⇒ 全国の自治体等に一齐配布 (10月下旬)
お知らせ動画 ⇒ 配信

「子育て」や「家庭」に対して温かく接することができるようなイメージで制作しました。

また、動画をデジタル広告等で配信します。



詳しくは[こちら](#)をご覧ください ⇒





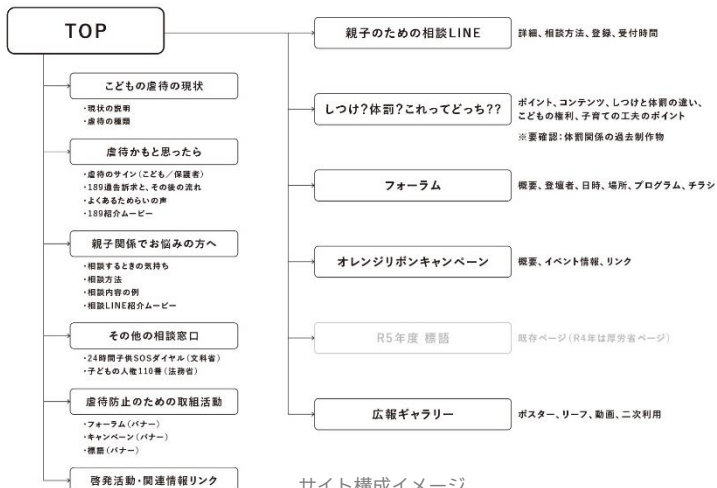
子育て世代に対し、しつけや体罰の違い、親子のための相談LINEでの相談方法などを分かりやすく伝えるため、「特設WEBサイト」を公開。



スマートフォン画面イメージ



PC画面イメージ



サイト構成イメージ

こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithおかやま の開催

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもを虐待から守るのに、理由はいろいろ。こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。」
 “しつけと体罰の違いは？” “こどもまんなかってどういうこと？”。

児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、岡山県の現地とオンラインのリアルタイム配信で開催します。

【開催日】令和5年11月23日（木/祝日）【開催場所】岡山芸術創造劇場 ハレノワ（〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-11-50）



<ターゲット>

国民全般(特にこども及び子育て世代)

<開催概要>

児童虐待問題に対する関心を高めるためこどもや子育て世代が参加しやすい環境づくりを図り
 フォーラム単体では捉えず、地域の皆様と一緒に作り上げる地域と連動した一大プロジェクトとして展開し
 体罰によらない子育ての機運醸成を図る

フォーラム冒頭にて、11月標語の表彰を行います。

最優秀作品(内閣府特命担当大臣賞)

あなたしか気づいてないかも そのサイン

作成者

森園紗帆(もりぞのさほ)さん

選考概要

募集期間:令和5年6月7日(水)から7月19日(水) 応募総数:2,317作品

秋のこどもまんなか月間
11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。

こどもの虐待防止推進 全国フォーラムwithおかやま

こどもを虐待から守るのに、理由はいろいろ。
こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。

参加無料
令和5年 **11月23日** 木・祝
14:00~17:30 ※開催時間については都合により変更になる可能性があります。

開催場所
岡山芸術創造劇場
ハレノワ 大劇場
岡山県岡山市北区表町3丁目11番50号

最新情報は
コチラを
チェック!!

フォーラムインフォメーション

こどもの虐待防止推進 基調講演&トークセッション

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク
理事 高畑 裕子

スペシャルゲストを迎えてトークセッション!
出演者は最新情報をチェック!

スペシャルライブ開催!
高校生による歌舞伎演劇と地元ゆかりのあるアーティストによるスペシャルライブ

仮面ライダーガッチャードショー
観覧無料
開催時間 16時40分~
ショー終了後、お手持ちカメラによる写真撮影会を開催!
※オンラインでの配信は事前予約です。

全国オレンジリボン運動キャンペーン

1000の愛
大勢の人の笑顔を打撃アートプログラム
みんなで作る愛の壁画。

大人気キャラクター
ガチャピン・ムック
スペシャルライブ
開催公開予定

ファミリー向け劇団「トモニチ」の
「トモニチ」との
タイアップ公演開催予定

岡山県内の各県
サイネージなどでの
広報啓発

こどもまんなか
こども家庭庁

岡山県
岡山市
岡山芸術創造劇場

オレンジリボンフォーラム
詳しくは最新情報をチェック!

フォーラムチラシ

こどもの虐待防止推進 全国フォーラムwithおかやま同時開催!!

第16回 オレンジリボン フォーラム

こどもを虐待から守るのに、理由はいろいろ。こどもまんなか社会の実現に向けて、みんなで一緒に考えよう。

令和5年
11月23日 木・祝 10:00~16:00
会場 ①岡山芸術創造劇場ハレノワ ②大倉寺(岡山県岡山市北区大倉寺)※雨天決行・大雪中止

岡山芸術創造劇場ハレノワ
子育て
体験ライブ
11:00~12:00

岡山芸術創造劇場ハレノワ
体験ライブ
10:00~16:00

展示・情報コーナー
・本日の開催内容
・グッズ、グッズ作り
・DV防止運動コーナー

主催/岡山市・岡山県オレンジリボンキャンペーン実行委員会
問合せ先/TEL 086-803-1223

第16回オレンジリボンフォーラムと合同開催

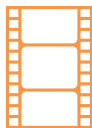
会場：岡山芸術創造劇場 ハレノワ（出典：https://okayama-pat.jp/opening/#top_access）

※細部は変更の可能性があります



ポスター・リーフレット全国一斉配布、動画配信

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や、こどもやその保護者などが親子関係などに悩んだときに相談できる「親子のための相談LINE」の認知を向上するため、ポスターやリーフレットを全国自治体や関係機関に配布し、11月より一斉に掲示。また、YouTubeやLINE広告等を活用し、認知促進のための動画配信を行います。



こどもの虐待防止
189(画像)

あれて、虐待かな...
他人の家のことだしな...
逆恨みされるとイヤだしな...
自分でも、間違いかも...
しょうがないし...
じゃあ、どうしたらいいかわからないし...
厳しすぎるような...
あの子、大丈夫かな...

こどもを虐待から守るのに、理由はらない。
情報提供や相談を!! いちはやく
まずは連絡 **189**
匿名可能 通話無料 秘密厳守

「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります

子ども虐待防止 オレンジリボン

子どもを守る、社会をめざして、
こどもまんなか
子ども家庭庁

しつけ? 体罰? これってどっち??
[特設サイトでCHECK] → 子ども虐待防止

ポスター（189 版）

こどもの虐待防止
相談LINE(新:こども)

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。
きょうだいと比較されるのがつらい...
自分でも、間違いかも...
しょうがないし...
じゃあ、どうしたらいいかわからないし...
厳しすぎるような...
あの子、大丈夫かな...

親子のための相談LINE
匿名可能 秘密厳守

LINE

匿名可能 秘密厳守

子どもを守る、社会をめざして、
こどもまんなか
子ども家庭庁

しつけ? 体罰? これってどっち??
[特設サイトでCHECK] → 子ども虐待防止

ポスター（親子のためのLINE相談 版）

No.	イメージ	NA/学ロップ
1	親子のための相談LINE 匿名可能 秘密厳守	サウンドロゴ「親子のための相談LINE」
2	子育てや親子関係でお悩みのお父さん、お母さん、こどもたちへ。	NA「子育てや親子関係でお悩みのお父さん、お母さん、こどもたちへ。」
3	ついカッとなって子どもに強くあたってしまう... あんな言い方しなくてもいいのに... 逆恨みされるとイヤだしな... 自分でも、間違いかも... しょうがないし... じゃあ、どうしたらいいかわからないし... 厳しすぎるような... あの子、大丈夫かな...	NA「ついカッとなって子どもに強くあたってしまう...あんな言い方しなくてもいいのに...逆恨みされるとイヤだしな...自分でも、間違いかも...しょうがないし...じゃあ、どうしたらいいかわからないし...厳しすぎるような...あの子、大丈夫かな...」
4	きょうだいと比較されるのがつらい... 自分でも、間違いかも... しょうがないし... じゃあ、どうしたらいいかわからないし... 厳しすぎるような... あの子、大丈夫かな...	NA「きょうだいと比較されるのがつらい...自分でも、間違いかも...しょうがないし...じゃあ、どうしたらいいかわからないし...厳しすぎるような...あの子、大丈夫かな...」
5	どう接したらいいかわからない... 匿名可能 秘密厳守	NA「どう接したらいいかわからない...」
6	だれにも相談できなかったその不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。 *専門の相談員が対応いたします*	NA「だれにも相談できなかったその不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。」
7	親子のための相談LINE 匿名可能 秘密厳守	NA「親子のための相談LINE お気軽に相談ください」

動画イメージ（親子のための相談LINE 版）

※細部は変更の可能性がございます



タイアップコンテンツ



11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて、こどもや子育て世代が、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する関心を得られるよう、各種タイアップ企画を実施します。

岡山ご当地コンテンツ+α

01 アートとイルミネーション両方の特性を持つ「**ひかりの実**」とコラボ。市民参加型のイベントで社会的関心を高める。

ひかりの実

ひかりの実とは

《ひかりの実》は、参加者が果実袋に「笑顔」を描き、中にLEDの小さな光を入れて膨らませて作る光の作品です。それぞれの《ひかりの実》を樹木に取付け飾ります。一人ひとりが参加することによって夜景が作られます。みんなの笑顔が作るあたたかな作品です。



出典：ひかりの実公式サイト (<https://hikarino-mi.jp/>)

02 オレンジ・ライトアップ、J R岡山駅のオレンジ・フラッグなど**11月をオレンジ色に**。こどもの虐待問題への関心を高めます。

11月23日限定で、東京スカイツリー®もオレンジ色に！

岡山城 (岡山市)

岡山後楽園 (岡山市)



ほかにも、J R岡山駅のオレンジ・フラッグをはじめ、様々な場所で開催します。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



©TOKYO-SKYTREE

全国向けコンテンツ

01 著名キャラクターである「**ガチャピン・ムック**」とタイアップ。全国に向けて、親子のための相談LINEなどを訴求。



©GACHAMUKKU

出典：ガチャピン・ムック公式サイト (<https://www.gachapin-mukku.com/>)

02 子育て世代への訴求力の高い「**トモニテ**」協力のもと全国のママ、パパに、親子のための相談LINEなどを紹介。

トモニテ 3つのプラットフォーム

SNS 数フォロー数 170万突破

ともにとる子育てを。 トモニテ

APP: 現在のメイン機能である「育児記録」「妊娠週数管理」を軸として、より、家族やパートナー、家族以外の人や社会との接点を作るためのシェア機能やコミュニティ機能などの拡充をめざします。

SNS: 育児・家事ハック、毎日使える日々のちょっとしたアイデアを定期的に配信するとともに、多様な子育てのあり方を紹介したり、子育てしている人たちがスキマ時間を使って気軽に集えるような場を提供しています。

WEB: 妊娠や育児の「困った」に対するヒントをお届けするコンテンツを配信。医療や母乳に關するコンテンツの多くは専門家監修し、信頼性の高さが特徴です。知りたいことを深く知るためのデータベース的な存在をめざします。

出典：トモニテ公式サイト (<https://tomonite.com/>)

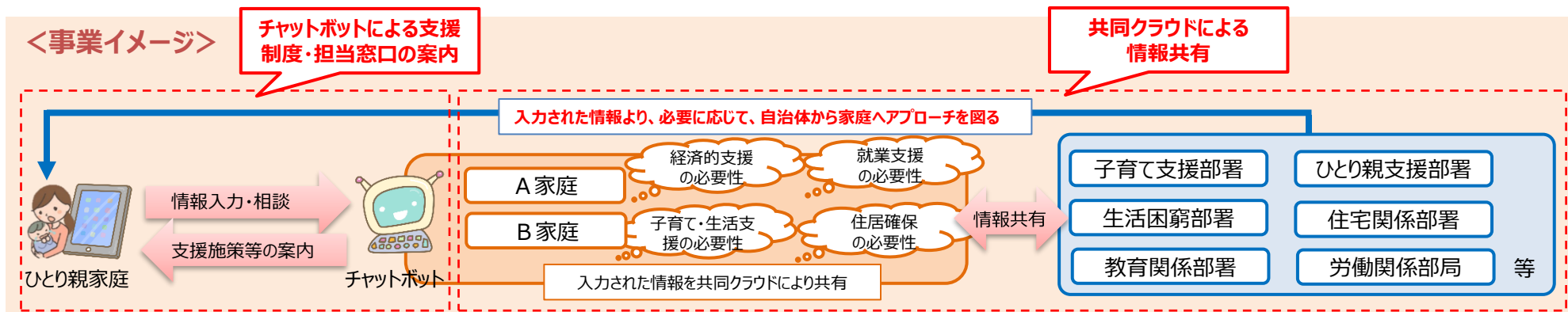
※細部は変更の可能性があります

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

母子・父子自立支援員の配置

No.122

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名
平成30年度	494名	1,268名	1,762名
令和元年度	494名	1,268名	1,762名
令和2年度	513名	1,268名	1,781名
令和3年度	481名	1,307名	1,788名

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

令和3年度相談件数

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	205,958	76,317	13,310	10,223	62,395	372,968	201,688	113,361	13,440	654,761
	割合	31.5%	11.6%	2.0%	1.6%	9.5%	57.0%	30.8%	17.3%	2.1%	100.0%
父子	件数	6,012	1,538	170	303	3,810	12,586	5,770	4,168	168	22,576
	割合	26.6%	6.8%	0.8%	1.3%	16.9%	55.7%	25.6%	18.5%	0.7%	100.0%
合計	件数	211,970	77,855	13,480	10,526	66,205	385,554	207,458	117,529	13,608	677,337
	割合	31.3%	11.5%	2.0%	1.6%	9.8%	56.9%	30.6%	17.4%	2.0%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、令和元年度は全国47自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員			就業支援専門員	
	計			計	
平成26年度	22名		平成30年度	74名	
平成27年度	36名		令和元年度	93名	
平成28年度	52名		令和2年度	98名	
平成29年度	61名		令和3年度	103名	

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

相談実績

	就業相談員の相談件数 (延べ数)			就業相談員の相談件数 (延べ数)	
	平成26年度	4,580件		平成30年度	26,169件
平成27年度	8,456件		令和元年度	27,959件	
平成28年度	12,553件		令和2年度	37,268件	
平成29年度	19,091件		令和3年度	38,171件	

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ